令和元年第５回　飯塚市議会会議録第３号

　令和元年１２月１１日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第６日　　１２月１１日（水曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。１７番　福永隆一議員に発言を許します。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。卸売市場の移転について、お尋ねします。市場の位置づけについてですが、市としては、飯塚市卸売市場の役割と効果についてどう考えていますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　飯塚市卸売市場は飯塚市民だけでなく、筑豊地域の地域住民に欠かすことのできない生鮮食料品及び花卉流通の拠点として大きな役割を担っており、さまざまな環境変化に対応しながら、今後も流通の拠点として機能を発揮する施設であります。本市の生鮮食料品等の安定流通には必要な施設と考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　それでは、飯塚市卸売市場は、青果、花卉それぞれ卸売業者、買受人、生産者、関連事業者、約３千人の関係者が市場に従事しており、筑豊地区には青果・花卉市場は飯塚市にしかなく、地域に密着した卸売市場の面も担っていると思います。また、今後も流通の拠点としての機能を発揮する施設であり、生鮮食料品等の安定流通には必要な施設と思いますが、現在の飯塚市卸売市場が抱えている課題についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　まず、本市卸売市場は、施設の老朽化が喫緊の問題となっております。また、近年の卸売市場には、品質管理水準の高度化、場内物流の効率化、卸売市場における付加価値的機能の創出・発揮等が求められておりますが、現在の市場施設は時代の要請に応じた機能が備えられていないため、これらに対応できておりません。具体的には、全体にわたり、コールドチェーンが未整備、もしくは限定的であり、鮮度維持が課題となっているために、その解消や、外壁を設け閉鎖型施設を整備して、衛生面の改善も図る必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　次に、事業費の経緯について質問します。新卸売市場整備の事業費の経緯についてお尋ねします。現在の飯塚市卸売市場が抱えている課題解決に向けて、新卸売市場整備事業に取り組んでいると思います。特に新施設整備に当たっては、コールドチェーンや衛生面の改善を図ることが重要であると考えます。しかし、コールドチェーン等を整備することにより、当然、事業費が上がるわけですが、近年のコールドチェーンの施設につきましては、いろんな形態の施設があると聞いています。施設整備につきましては、市場関係者とどのような協議を行ってきましたか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　施設整備につきましては、コールドチェーンを含めた効率的な場内物流と作業環境の向上を図るため、市場関係者の意見を伺いながら、運営形態や取引形態ごとに応じたゾーニング、搬入搬出時の車両の動線の確保、積み込み場所の集約化による効率的な配置などを図り、本年度５月に基本設計を完了しております。基本設計の内容につきましては、全体的な会議の中で基本設計内容を確認しております。新卸売市場整備に係る関係者調整会議を、令和元年６月２１日に開催いたしまして、新卸売市場の整備の進捗状況、基本設計内容の説明、今後の事業の進め方等につきまして説明を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　本年度５月に基本設計を完了していますと答弁がありましたが、市場関係者との合意はなされていますか。また、６月２１日に開催されました調整会議の中で、新卸売市場の基本設計内容説明を行っていますとの答弁がありました。その内容に対して、市場関係者との合意はされていますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　基本設計の内容につきましては、施設規模やレイアウトなど、市場関係者と協議を重ねてきた内容を、図面で示しながら確認を行いました。基本設計の内容については、会議の中で了承されております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　今まで市場関係者と合意をして進めているのは、市場移転に対するこの１点だと記憶しています。その後の協議の中で、花市場、花商組合、青果市場、青果商組合、関連店舗の５つの団体がありますが、一つ一つ合意をとって進められていないと思います。今回、事業者を選定する前に、市場関係者には、先ほどの答弁の中で、内容を図面で示しながら確認を行い、会議の中で了承されたと答えられましたが、了承だけで市場関係者との合意はなされていないと思います。普通一般的に考えても、４１億円もの莫大な予算で事業を進めていくわけです。他の地域の似たような市場移転について調べましたが、どこの移転事例でも一つ一つ合意をとりながら事業を進めております。今後、施設使用料や移転に対する細かな協議が行われていくわけです。冒頭で飯塚市にとって、生鮮食料品等の安定流通には必要な施設と答弁されております。現時点で協議を行っていく上で、問題などは起こっていませんか。問題が起こっていないのであれば、新卸売市場整備を行う中で円滑に協議が進んでいくためにも、一つ一つ合意をとりながら進めてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新卸売市場の整備につきましては、市場関係者と協議を重ね、また新卸売市場整備に係る関係者調整会議の中で、実施スケジュールを市場関係者にお示ししながら進めており、今後も新卸売市場整備に係る関係者調整会議において協議を行い、進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　確認を取りながらではなく、確認を取って合意をしながら進めていってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。施設整備の内容については、市場を利用する関係者の意見を伺いながら進めることが大切なので、今後も引き続きしっかりと市場関係者と協議を行ってください。また、施設整備につきましては、デザインビルドによる設計施工一括発注方式で事業費の圧縮を図ることとなっていると思いますが、その進捗状況を教えてください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新卸売市場整備事業者選定につきましては、１１月２７日に第３回選定委員会を開催いたしまして、１１月２８日に選定結果が出ており、事業費につきましては、基本設計に基づく事業費に対し、事業費圧縮が図られたと考えております。事業者選定と事業費圧縮の詳細につきましては、今後、議会におきまして、改めて報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　次に、市場関係者との協議内容についてお尋ねします。先ほどの答弁にありましたように、事業費が圧縮されたとのことですが、当然、市場施設使用料についても反映されると思います。市場施設使用料について、市場関係者との協議状況はどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　施設使用料につきましては、まず基本設計に基づく施設使用料について、卸売業者、買受人等、市場関係者と協議を行っております。今後は圧縮された事業費から施設使用料を改めて算出した後に、再度、市場関係者と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　市場管理事務所についてお尋ねします。市場管理事務所についてですが、施設使用料には市場管理事務費が含まれていますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　飯塚市卸売市場の施設整備・運営については、公設公営でございますので、施設使用料は、農林水産省が示している基準に基づいて算出しており、市場使用料の中には、市場管理事務費も含まれているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　飯塚市卸売市場の施設整備・運営については、公設公営となっております。これはあくまでも私の意見ですが、将来の市場のあり方を考えたときに、市場の移転が飯塚市の流通の起爆剤になればと考えます。ただ市場が移転するだけでは何の意味もありません。御存じのとおり、市場にはさまざまな大型トラックや中型トラックが出入りします。莫大な予算を投じてバイパスに面した庄内地区に移転するのですから、庄内地区にたくさんの荷物が集まり、飯塚市、さらには筑豊の流通のハブとなればいいのではないかなと夢を抱いております。

また、今現在の卸売市場の流れを考えれば、民間活力導入の検討も必要になってくると思います。今回の市場移転についてですが、市が示している菰田・堀池地区活性化基本方針の目的を考えると、飯塚市卸売市場の移転後のまちづくりは、やはり重要であると思います。今後もしっかり市場関係者と協議しながら、いろんな可能性のある卸売市場を目指して事業を進めることを要望します。

　次に、有害鳥獣の対策について、お伺いします。有害鳥獣による市内の農作物被害の現状についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　有害鳥獣による農作物への被害状況につきましては、筑豊農業共済組合に被害補償について照会した結果から、イノシシと鹿による農作物への被害状況で申します。イノシシの被害が、平成３０年度は水稲で被害面積が６．９６ヘクタール、被害額が７３４万５千円。豆類で被害面積が０．４１ヘクタール、被害額が９万円。合計で被害面積７．３６ヘクタール、被害金額が７４３万５千円となっております。次に鹿の被害でございますが、平成３０年度は豆類への被害はなく、水稲で被害面積０．１０ヘクタール、被害額が１０万４千円となっているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　対策の内容について、まず有害鳥獣対策として市が実施している対策の内容についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　現在の市の対応策の内容といたしましては、市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行しております有害鳥獣捕獲員による銃器による駆除、箱わなによる捕獲のほか、生産組合ごとに毎年要望により配布をいたしております侵入防止柵の設置について、被害防止策を講じております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　それでは、市内で有害鳥獣が出没した際の、有害鳥獣捕獲員による捕獲の流れについてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　本庁、支所を含め、有害鳥獣出没の連絡をいただきますと、飯塚市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行しております有害鳥獣捕獲員に連絡を取りまして、対応可能な捕獲員に市職員担当者が同行し、出没状況や被害現場の確認をまず行います。その後、有害鳥獣の侵入経路の痕跡や箱わな等が設置可能な場所を確認した上で、捕獲方針を決定した後、箱わなを設置するなどして駆除を行うのが、一般的な流れとなっております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　次に、侵入防止柵配布の流れについてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　侵入防止柵配布の流れについてでございますが、まず生産組合ごとに、秋ごろに次年度分の侵入防止柵の要望量調査を行います。その後、市全体での要望量を集約した上で、福岡県を通じ、国に対しまして侵入防止柵の要望を行います。国からの決定が春ごろになりますので、冬ごろに侵入防止柵を各生産組合に配布する。そして設置されるという流れになっております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　次に、年間を通じて駆除してきた有害鳥獣の数の実績についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　有害鳥獣駆除の数につきましては、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマ、カラスの合計となりますが、平成２８年度が１４６６頭、平成２９年度が１８１２頭、平成３０年度が１７７１頭となっており、令和元年度につきましては、１０月末現在の駆除数となりますが、１３９５頭となっておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　駆除に従事されている有害鳥獣捕獲員の方は、飯塚市では何名登録されているかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　現在、市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、市内で有害鳥獣捕獲活動に従事されている方が５０名となります。５０名の内訳といたしましては、飯塚地区が１９名、穂波地区が５名、筑穂地区が１１名、庄内地区が１０名、頴田地区が５名となっておるところです。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　捕獲員の方々が箱わな等を設置すると、定期的な見回りが必要になるということを聞いたことがありますが、５０名の捕獲員では頻繁な見回りなどの対応が困難ではないかと思います。その解決に向けた取り組みなど、市で現在、実施していることはありますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　現在、本市が民間事業者から今年度末まで無償で借り受けております振動感知センサーを活用いたしまして、所管課でございます農林振興課では、本年１０月から衝撃遠隔監視システムによります有害鳥獣駆除対策の実証実験を行っておるところです。この衝撃遠隔監視システムにつきましては、捕獲用の箱わなに振動感知センサーを設置しまして、箱わなに有害鳥獣が入った際の衝撃を、このセンサーが感知した場合に、登録しておるメールアドレスのほうに通知が来るシステムとなっております。定期的な見回り回数を減じることができまして、捕獲員の方々の捕獲活動の省力化を図ることができると考えております。この実証実験の結果を踏まえまして、実用化を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　捕獲後の対応について、有害鳥獣を捕獲した後の対応についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　捕獲員の方々が捕獲した鳥獣につきましては、捕獲員による自家消費が一部行われておりますが、大部分につきましては、捕獲現場での埋設またはクリーンセンターにおいて処分がなされております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　捕獲されたイノシシや鹿は処分されている。確かに深刻な農業被害ということを考えれば、やむを得ない措置であると思いますが、一方で、捕獲したイノシシや鹿の多くをただ処分するだけではなく、ジビエとして活用することを、よく耳にするようになりました。捕獲した有害鳥獣をジビエ肉として活用する展開が図られている自治体も複数ありますが、本市においても捕獲したイノシシや鹿の活用を進めてはと思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘のとおり、国や都道府県がジビエ料理の普及に向け取り組みが進められており、少しずつですが広がりを見せており、公民問わず、全国的には捕獲した有害鳥獣をジビエ肉として食材活用する展開を図っている事例については把握をいたしております。しかしながら、イノシシや鹿などの野生鳥獣は、牛や豚など飼養方法が管理された家畜とは異なりまして、一度伝染病など、蔓延する病気が発症しますと、終息するまでにはかなりの時間を要することとなります。その間は、一切の取引活用ができなくなるという恐れがございます。現在も中部地方では、豚コレラを発症したイノシシが発見された各県において、１年を経過しますが、いまだに狩猟の禁止、流通や販売が停止されており、ジビエを利活用する上で、深刻な事態が発生いたしております。このような鳥獣が感染する伝染病などの状況を鑑みますと、野生鳥獣をジビエとして利活用を展開する上での数々の障害がございます。また、商品化には捕獲後の処理において、作業工程や作業場所などの整備など、多くの課題があるほか、狩猟した野生鳥獣を食用にする場合、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針、厚労省の指針でございますが、これにおきまして、銃器を使用する場合には、一般的な散弾ではなく、ライフル銃のような単発発射の弾を使用することや、腹部に着弾した個体は食用にはできないことなど、また、わな猟で捕獲した野生鳥獣は、生きたまま食肉処理施設へ運搬して衛生的に処理することが望ましいとされ、捕獲による転倒や打ち身等による外傷・炎症によっても食肉とできないため、狩猟場所から食肉処理施設への運搬に時間を要するなど、やむを得ない場合に限り、野外での内臓摘出も可能とされておりますが、その方法も個体をつり下げる、またはシートの上で実施するといったような、さまざまな条件が厳しく規定されております。このように、有害鳥獣を活用する場合には解消すべき課題が幾つもございますので、その対応策については、十分に調査研究していく必要があるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　確かに自然界のものでありますので、さまざまな障害もあると思いますが、多くの鳥獣がただ処分されるのではなく、ジビエ等として有効に活用することも視野に入れていただき、有害鳥獣対策に引き続き取り組んでいただきたいと要望し、質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１０時２４分　休憩

午前１０時３９分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。７番　金子加代議員に発言を許します。なお、７番　金子加代議員から質問に際して、図面を使用したい旨の申し出があっておりますので、議長においてこれを許可いたしておりますので、ご了承願います。なお、個別業者に対する質疑通告もあっておりますが、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問をしていただきますようによろしくお願いいたします。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　今回は通告に従いまして、２つの質問をさせていただきます。１つは英語で、アルファベットでＳＯＧＩ、ソジといいます。「Ｓｅｘｕａｌ　Ｏｒｉｅｎｔａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｇｅｎｄｅｒ　Ｉｄｅｎｔｉｔｙ」ということです。そして、もう１つは白旗山のメガソーラーによる乱開発についてです。

ではまず、ＳＯＧＩについてお伺いいたします。ＳＯＧＩという言葉をあまり聞いたことがないけれども、ＬＧＢＴＱという言葉は聞いたことがあるかもしれません。ＬＧＢＴＱというのは、英語の頭文字です。きょうは、初めて聞いた方がいらっしゃるかもしれませんので、少し説明させていただきます。Ｌというのはレズビアン、女性で女性が好きな人。Ｇはゲイで、男性で男性が好きな人。Ｂはバイセクシュアル、好きな人が男性でも女性でもあるということ。Ｔ、これはトランスジェンダー、心の性と体の性が一致しない人ということです。また、最近はＱ、クエスチョン、またキュアとも言われる人もいらっしゃいます。この方たちは、自分の性のあり方や恋愛感情、性的関心の対象について迷っている人、または、決めたくないと感じている人のことをあらわしています。つまり、ＬＧＢＴＱというのは、人をあらわす言葉です。性的少数者の中には、ＬＧＢＴＱの中には含まれないと感じる人もたくさんいるそうです。全く性的なもの、恋愛に興味がないと言われる方、アセクシュアルと言われる方もいらっしゃるそうです。人には、さまざまな特性があります。性的なこともそうだし、どこに住んでいるか、どんな小学校に行ったのか、血液型はどうなったのか、年齢は幾つか、また外国人なのか、日本人なのか。さまざまな特性を私たちは持っています。それを一番、一番というか、言いにくい、言われたくない、性的な関心が前面に立つレズとか、ゲイとか、そういうことを全部まとめてＬＧＢＴＱというのは大変違和感を感じる方が多くなってきています。そこで、最近はＳＯＧＩという言葉を使われるようになりました。この言葉は「Ｓｅｘｕａｌ　Ｏｒｉｅｎｔａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｇｅｎｄｅｒ　Ｉｄｅｎｔｉｔｙ」、つまり性的な思考、自分がどんな性別の人が好きなのか、性的関心があるのか、またジェンダーアイデンティティ、自分の性は何なのかということをどう捉えているかという特性や属性をあらわす言葉がＳＯＧＩという言葉です。つまり、ここにいる皆さんもＳＯＧＩがあるということです。多くの方は異性を好きになると言われています。その多くの方もこのＳＯＧＩについての対象になるということができることになります。

では、性的な少数者に該当すると言われる人は一体どのくらいいるのでしょうか。日本では７．６％、約１３人に１人だと言われています。ここにもたくさんの人がいますが、１３人以上いらっしゃいますよね。だから、飯塚市には全くいないとか、少ないとか、自分の周りには絶対にいないということはありません。友人や知人の中にいるかもしれない。もしかしたら、家族の中に、いるかもしれない。そして、もしかしたら、自分は気づかないかもしれないけれども、自分自身が性的少数者であるという可能性もあるということです。さて、本市では、第２次飯塚市人権・教育啓発実施計画の中でさまざまな人権問題を考えて、性的少数者に対する理解促進が挙げられています。また、第２次飯塚市男女共同参画プランの中で同和問題に加えて、高齢者、障がい者、外国人等、困難を抱えた女性、性的少数者が安心して暮らせる環境整備とあります。では質問です。その実際の取り組みを伺います。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　セクシュアル・マイノリティー、いわゆる性的少数者に対する市の取り組みとしては、講演会の開催や啓発冊子で特集を組むなど、性の多様性に対する理解や、差別や偏見をなくすための啓発を行っているほか、部落差別を初め、あらゆる差別の解消の推進を目的とした施策の一環として、ことし４月から配置した人権相談員による相談受付を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　まだまだ取り組みが少ないのではないかなと思います。多くの取り組みが必要だと私は考えます。さて、人権いいづかという冊子があります。最近、こちらの何というか、この茶色っぽいものが発行されていますが、昨年はこのブルーのきれいなコスモスのついたものでした。この冊子は飯塚市が年に１回発行されています。毎年１２月の人権週間、１２月４日から１０日の人権週間にあわせて発行されていると聞いております。昨年、２０１８年１２月発刊のこの１３号には、性に戸惑いを感じるときというテーマで、ここにはＬＧＢＴと書いてありましたが、このＳＯＧＩについての記事が掲載されておりました。そこには、これから配慮することという、この欄があり、学校に配慮してもらいたい幾つかの内容が記されておりました。その内容について、本市内の小中学校の状況についてお尋ねいたします。

まず１つ目です。帽子をキャップかハットに統一するとありましたが、本市の小学校の状況について伺います。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　帽子につきましてですが、合併前より穂波地区小学校の４校へ、地元のライオンズクラブから入学祝い品として、通学帽子が寄贈されております。当初は男の子にキャップ、女の子にはハットの帽子が贈られておりましたが、この数年、改善が進められ、来年度は４校に統一した通学帽子が寄贈されるようになっております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　統一されたキャップということでとても安心しました。

では次に、人を呼ぶときに「さん」、さんづけに統一とあります。この点について、学校の状況をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　性別を問わず、何々さんとさんづけで名前を呼んでいる割合は、小学校では８３％、中学校では１７％となっており、小学校のほうが高い割合を示しております。小学校はＬＧＢＴＱの問題が顕在化する以前から呼名方法を統一する取り組みが進められてきた経緯がございます。そのことはこの数値にあらわれているものと考えております。一方の中学校においては、この現状を容認しているわけではございません。教育委員会といたしましても、小中学校の現状を踏まえ、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　学校教育課におかれましては、大変な作業していただき本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

実際、小学校では８０％を超える先生たちが、子どもたちに対して「さん」と言っている。しかし、中学校では減ってしまって、２０％になっていない。これを言われる子どもたちはどういうふうに考えるのかな、大人をどういうふうに見るのかなと私は考えます。せっかく、「さん」と言われていた小学生、それが中学校に入ると「くん」、あるいは、もしかしたら呼び捨てという状況があるのではないでしょうか。中学校だから、部活だから仕方がないという問題で済まされる問題では私はないと思います。学校は仕事として行われているところです。やはり大人としてのやり方というのをきちんと人に対しての配慮とか、尊重とか、そういうのが伝わるお仕事をしていただけたらなと私は考えます。この前、たまたま小学校の先生に会いました。そして、これ聞かれましたかと言ってみたら、いやそれはないです。自分のところは全部「さん」で統一していますから、校長が全部、そうやって変えているんではないんですかねというふうに答えられました。呼び捨てされても、「くん」と言われても、何ともない方もいらっしゃいます。しかし、自分が「くん」、あるいは呼び捨てされることが、とても嫌だと思う子もいます。それによって学校に行きたくない、行けないと悩んでしまう子だっています。そこを大人としてどう考えるかというのが大変重要だと私は考えます。

ここで、本市のある中学生の作文を紹介させていただきます。これは８月４日、日曜日に飯塚市の少年主張大会があり、そこで発表されたものです。西日本新聞にも掲載されてありました。学校の校長先生にも了承をとって、抜粋して読ませていただきます。タイトルは「僕」。時々思うことがある。自分は間違っているかもしれないと。自分のことをどう呼ぶかなんて、みんな何となく決めているだろう。いつからそう言っているかなんてわからないほど、何となく適当なのだろう。女である自分は、きっと自分のことを僕、そう呼ぶのは世の中的に間違っていることなのだろう。何でおまえ、自分のことを僕と言っているの。この言葉は一番、僕がそう思う。大抵そういう時は無理やりにでも笑ってみせて、ごまかしてみたり、ひどいときには逃げる。一番自分がわかっているから。きっと自分は普通じゃない。本当に苦しいときもある。主張をしている今も、怖くて、苦しくて、苦しくてたまらない。時々思うことがある。自分は自分でしかないということを。僕だからこそ、わかった個性の大切さがある。僕はみんなの個性を大切にしたい。僕の個性を大切にしたい。だから、皆さんにも周りの人の個性を大切にし、あなたの個性を大切にしてほしい。これは、私の一部抜粋で全てではないんですけど、大変私は心が痛みました。こうやって自分のことを僕と言っていることで、一所懸命書いている中学生がここにいるんだと思うと、私たちがなんとなく言っている、「さん」、「くん」、呼び捨てについて改めて考える必要があるのではないでしょうか。やはり、性について悩んでいる子は飯塚市にもいます。ただ、言える環境、この人には言っても大丈夫だ、信頼できるという人がいないだけではないでしょうか。先ほどの人権いいづかの中にも、自分が性的少数者ということで、７０％の人たちがいじめに遭ったといわれています。また、その中には自殺を考えた、自殺をしてしまったという人もいらっしゃるそうです。自殺をさせないためにも、私たち一人一人の大人が言葉にもっと敏感になるべきではないかなと私は考えます。

それでは、３点目の質問です。誰もが着やすい制服の検討というふうに、人権いいづかにありましたが、このことについて、市内の中学校の現状についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成２７年に文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という文書を発出し、学校における支援の事例で、自認する性別の制服、体操服の着用を認めることを示しております。このことを受け、各学校には柔軟に対応するように指導しているところでございます。しかしながら、ＬＧＢＴＱ当該生徒への支援のあり方は、制服や体操服に限るものではないと考えます。また、制服への対応だけで問題の解決を図れないとも考えているところでございます。重要なのはＬＧＢＴＱの問題を通して明らかになった課題や課題解決に向けた検討協議の意味を、保護者等と協議することによって、ＬＧＢＴＱはもとより、子どもの人権の理解を深めることだと考えております。また検討の視点として、制服はもちろんのこと、さまざまな課題に対応できる機能的な服装のあり方等について協議を進めることだと認識をしております。市内の中学校においては、制服を初め、機能的な服装のあり方について、ＰＴＡ組織等で協議が進められている学校もあると把握しております。また、この問題は校長会においても、今後の検討課題として取り上げられており、教育委員会としても連携していく必要があると考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　全国的にも制服を変える、標準服とも言われますが、この標準服を変えるという動きが大きくなってきているようです。すぐ近くの福岡市、北九州市も７０年ぶりに標準服を変えるということになったそうです。性的マイノリティーの配慮だけでなく、暑さ寒さへの対応や動きやすさを考慮し、誰もが安全で快適に、自分らしく学校生活を送ることを考えたということを言われておりました。学校では多様な人が認められるよう自認する性によって、学校生活に悩む子どもがいないように、今後とも教育委員会として学校の取り組みに対する支援をお願いいたします。

それでは、パートナーシップ制度について質問いたします。現在、日本では同性カップルは結婚したいと思っても、法的に婚姻関係を結ぶことはできません。パートナーシップ制度とは性的少数者と言われる２人を公的に証明するものです。お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを自治体が認め、その思いを受けとめる制度とされています。全国的に導入が進んでいますが、その状況はおわかりになりますか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　パートナーシップ制度の発祥は渋谷区が２０１５年４月に実施したのを皮切りに、世田谷区、札幌市、福岡市、大阪市など昨年度までに１１自治体で実施され、今年度は１０月末時点で新たに１５自治体で導入され、現在２６の自治体においてパートナーシップ制度が導入されている状況でございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私も調べたところ、九州では沖縄市、福岡市、熊本市、宮崎市、北九州市、長崎市がパートナーシップ宣誓制度を取り入れております。県としては、茨城県が２０１９年７月に導入しています。また、来年オリンピックですが「共生」という言葉をキーワードに、来年をめどに検討している自治体も１１自治体あるそうです。かなりのスピードで導入が進められています。では、福岡県内で一番に導入された福岡市のパートナーシップ宣誓制度についてご紹介ください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　福岡市のパートナーシップ宣誓制度についてでございますが、福岡市では、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もが全ての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、生き生きと輝くまちを目指し、平成３０年度から性的マイノリティーの方への支援の一つとして、パートナーシップ宣誓制度を導入しております。福岡市のパートナーシップ宣誓制度は要綱により定められており、宣誓の要件や方法等が規定されています。市は要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書が出された後、宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証に宣誓書の写しを添えて交付するものとなっております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私も調べたところによりますと、福岡市には４５組のカップルがいらっしゃると聞いております。本市では「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」があり、人権相談員が配置されております。ほかにも人権に関する相談窓口がかなりたくさんあると思われます。このＳＯＧＩに関する相談についての状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市での性的指向、性自認に関する相談窓口は人権同和政策課、人権啓発センター、そして人権相談員となりますが、現時点ではＳＯＧＩまたはＬＧＢＴに関する相談はあっておりません。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　先ほど申しましたように、まず窓口にＬＧＢＴまたＳＯＧＩという言葉を掲げていただくと相談するほうも相談しやすいのではないかなと思っております。新しく相談の窓口をつくると言っているのではなくて、その相談内容のところに書いていただければ相談しやすいのではないかと思いますし、また、何よりその相談員の方にＳＯＧＩについての研修をお願いしたいと思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、本市のパートナーシップ宣誓制度の導入についてお考えがあればお聞きします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現在、本市における性的少数者に対する取り組みは、講演会の開催や啓発冊子等による市民の皆様への周知啓発活動、また人権相談員による相談受付等を行っているところですが、性の多様性に対する理解を深め、必要な配慮や条件整備を行うといった取り組みもまた必要と考えております。そういった取り組みの中には、当然多様な性に対する行政の取り組みの一つとして、パートナーシップ制度についても関係各課、公的機関はもとより、本市、民間事業者の本制度に対する対応状況等も含め、まずは十分に調査研究し、検討しなくてはいけないものと考えております。パートナーシップ制度は、婚姻といった法的位置づけはありませんが、当事者のお気持ちや、この制度で受けることができるようになる民間を含めたサービスが数多くあることからも、本市人権施策においてしっかりとその位置づけを明確にするよう検討していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　急ぐ必要はないと思うんですけれども、導入の目安というものを考えられているかどうか、教えてください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現時点においては、具体的な時期は明言できませんが、既に制度を導入している自治体等の調査を行い、今後検討してまいります。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　現在多くの自治体が導入し、福岡県でも政令都市である福岡市、北九州市が導入されています。かなりのスピードで導入されるのではないかという話をたくさん聞いております。誰もが性を含めて多様性を認め合える飯塚市になるよう先進事例を見ながら、飯塚市にあったものを取り組んでいきたいと思います。何よりも当事者たちを傷つけないような施策が求められています。よろしくお願いいたします。

　続けて、次の白旗山のメガソーラーによる乱開発についてお尋ねいたします。まずは、快適空間ＦＣについてお伺いをさせていただきます。快適空間ＦＣ、これはけやき台の上にありますが、メガソーラーの施設で、７月２６日に地元住民を対象にした開発地内の説明会がありました。そのときに発見された複数の不具合箇所について、住民より報告を受けています。その飯塚市は、福岡県に対して開発事業者への改善指導を要請した経緯がありますが、その後の福岡県の対応についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　飯塚市より要請を受けました福岡県におきましては、現地調査による状況確認後に、事業者に対しまして、補修等により改善を実施するよう指導を行われたところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この不具合箇所について、開発業者である快適空間ＦＣはどのように対応したのか、飯塚市は把握してありますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　快適空間ＦＣの開発地内での地元住民によります指摘された不具合箇所の改善につきましては、林地開発を所管いたします市の農林振興課におきまして１１月１１日に開発業者へ連絡をいたしまして、確認いたしております。地元からの改善要望については、補修改善されたことが比較できるような補修前後の写真を添付した報告書が、１０月３０日、地元けやき台の自治会長に提示をされたということでございます。また、その後確認いたしますと、１１月１８日には自治会長による現地確認が実施されたといったことを確認いたしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私も見せていただきました。少し大丈夫かなという不安もありますが、見ていただくことで安心ができました。この改善箇所の完了について福岡県も把握しているかどうか、わかる範囲で教えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　不具合箇所の改善については、福岡県の指導に基づき実施されておりますので、不具合箇所の補修改善、完了については、福岡県に対し、事業者より１１月２６日に報告がされたということでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　福岡県は、それを見に行ったということですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　そのように、県のほうに確認しております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　では、今後どのような措置がとられるのか、教えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　今後、この改善箇所につきましては、さらに福岡県の現地確認が実施されるということでございますので、その際には、市の所管として、農林振興課も同行いたします。そしてさらに現地確認を行うというふうにしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　再度確認します。福岡県は、現地確認をされているんですか。されたのかどうか、教えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　失礼いたしました。情報のほうは当然知らせておりましたけれども、完了の現地確認については、今から私どもと一緒に確認をするということでございます。先ほどの分は訂正させていただきます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　住民の人たちからすると、毎日のことなので大変不安があります。また、完了してしまったら入れなくなるという話も聞きますので、やはり県と市が連携をとって、工事が完了したという後も見ていただく必要があるのかと思いますので、どうぞこれはよろしくお願いいたします。

それでは次に、アサヒ飯塚メガソーラーのことについてお聞きいたします。私は、けやき台に住んでおりまして、１１月１１日、ちょうどきょうから１カ月前に工事が始まりました。大変驚いて、こんなことが起こるのかというぐらいびっくりしました。私だけでなくて、けやき台に住んでいる方、また緑ヶ丘、高雄団地の方も大変驚かれています。その前の金曜日ぐらいに知って、そんなことが起きるのかと思った途端に、１１日からガンガンと大きな重機が入って、瞬く間に山がなくなっている状況です。緑がなくなり、今は荒々しいというか、茶色の土が見えている、そういう状況にけやき台が変わってきている。ほんのこの１カ月の間に、私は胸が大変痛いです。私はここに仕事に来るときには、朝早く８時半とか９時に出るときには、気がつかない、急いで行くから。ちょうどカーブがあって見えにくいんですけど、また夜になると気がつかない。恐らくけやき台の若い方たちは、そうやって気がつかないまま過ごされているかもしれない。しかし、高齢であったり、病気を抱えている方たちは、あそこに住まなくちゃいけない。２４時間ずっとあそこです。そうしたら、木を切る音、また木があっという間になくなるその姿を目の当たりにしている。それを思うと大変、もう心が痛くなります。

そこで質問させていただきます。アサヒ飯塚メガソーラーの開発について、９月１７日に福岡県知事に対して、飯塚市長名で申し入れたということを聞いておりますが、その内容について教えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　９月１７日に福岡県知事宛てに申し入れた内容につきましては、開発に対する住民の皆様の不安や疑念が払拭されないまま開発が進んでいたということから、林地開発許可に付されている条件を遵守するとともに、地域住民の理解が得られるような十分な説明会を行うなどにつきまして、事業者に対する指導監督の徹底、市に対する積極的な情報の提供並びに共有について、お願いをしたといった内容でございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　市長が行ってきてくれたことは本当に助かりました。市長、ありがとうございました。その内容確認をさせていただきましたら、住民の納得のいく説明会をしてほしい。また、調整池予定下を調査してほしい。また、説明会が終わるまでは工事をしないでほしいという内容が明記されてありました。では、本市の申し入れに対する福岡県の対応についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　県からは、１０月２１日付文書にて、福岡県農林水産部長名で申し入れに対する回答がございました。その内容につきましては、きめ細かく現地調査を行い、許可条件を遵守して開発行為を行うとともに、地域住民に対し、丁寧な説明を行うよう事業者に対して、しっかりと指導していくこと。今後も、林地開発事業に関し、福岡県と飯塚市との間で情報共有をしながら、必要な対応に当たっていきたいといった内容となっております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　副市長もいろいろとご尽力をいただいたと聞いております。副市長、ありがとうございました。ここに福岡県と本市の間で情報共有をしながらと言われているんですが、全然丁寧な説明ということにはなっていないまま工事が着工されているというように感じることしかできないんです、住民は。何の説明もなかったので、それは大変残念というか、腹立たしい思いで住民がいることは間違いありません。では、市長が要求されたこの住民説明会は開催されるかどうか、わかっている範囲でお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　７月２７日に開催されました住民説明会におきまして、事業者は回答できなかった質問に対し、後日回答しますとの発言をされております。再度の住民説明会の開催を強く要望してまいりました。先月１１月２５日に事業者が市役所に来庁され、今まで開催してきたような二瀬地区、幸袋地区に分けた大規模な住民説明会ではなく、説明会を要望される自治会単位での開催に向け、検討をしているという話がございました。現在はその内容を受け、該当する自治会関係者と協議を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　市長が申し入れた内容には、前回の説明会が大変不誠実だったということが書いてあって、私はそこの言葉に感銘しました。本当に私たちの感じというか、感覚を市長が持たれた。その不誠実だったということが、とても印象に残る言葉でありました。ありがとうございます。このように、説明会を行うようになっているんですけれども、まだまだ説明会がなされていない状況でございます。

ではＢ調整池、けやき台に入る入り口のところのボーリング調査を行うというふうになっています。ボーリング、地下調査ですが、それは現在どのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ボーリング調査そのものにつきましては、１１月１８日から２１日にかけまして、Ｂ調整池下のボーリング調査を行われておりまして、その結果につきましては、１１月２６日に報告があってございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　その報告についてお尋ねいたします、内容について。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　その結果につきましては、Ｂ調整池の底板コンクリートより１０メートル下、全長１５メートルの調査を行ったが、坑道はなかったとの報告内容となっておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この地図は大変広くて、私一人では持てないんですけれども、本当は広げて見ていただけたらいいんですが、これは地元の方が手に入れられたものです。昭和３５年度が最後になっておりまして、実際に、鉱区図でこの辺には坑道があったのではないかと思われるものです。これをみんなで貼り合わせて、業者の方にも見ていただきました。実際に、ここには今の地図ではないのですが、はっきりと場所がわかります。現地でもいろんな道具を見て、ここは恐らく巻き上げ機ではないだろうか、ここから入ったんではないだろうかということもわかりました。でも、たまたま岩盤があるから、坑道が見つけられにくいということではないかなと思っているんですが、もともとその法律が、坑道があるかとかいうことは関係のない。というか法律に書いていないことなので業者はそれを言うんですけど、想定外のところにやっぱり建つというところの不安は、住民は大変なものです。そこを私たちと考えていきたいというか、大変不安に感じます。

すみません、そしたら次に行きますが、住民説明会が終わるまで工事を着工しないでほしいということでしたが、どのようになっていますか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　住民説明会の開催とあわせまして、住民説明会が終わるまで工事は着工しないよう要望をしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　先ほどボーリング調査は終わったということだったんですが、いまだに工事は続いております。恐らく道が、けやき台の中から入るようなところも、かなりの量の木が切られています。特にここ１週間の間でばたばたと木が切られてしまいました。一体この工事は何の工事か、教えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　当初、伐採につきましては、調整池のボーリング調査を行う範囲ということで、県のほうから情報を得ております。ただいまおっしゃられますように、その伐採の状況につきましては、ただいまご指摘いただきましたので、速やかに県のほうに確認をとるなり、業者のほうへの確認をしていただくよう情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員

○７番（金子加代）

　何度も住民の方は、これおかしいんじゃないか、この工事はボーリングじゃないんじゃないかということを、何度も業者に私は伝えてまいりました。私も伝えているのを見てきたし、住民が一所懸命話をしていたのに、違う、違う、これはボーリングだ、地下調査だ、調整池の下を掘る、やっているだけだというだけの回答でした。結局、県も市も把握できていないということは大変びっくりしますし、驚くし、不安だし、怒りを感じます。市も県も連携して、市民を守るという姿勢を私は感じません。しっかり、そこは連携していただかないと、住民は本当に不安です。どうぞよろしくお願いいたします。また、１２月７日にけやき台に一斉にチラシが配られました。ポスティングをされましたが、市はこのことを知っていましたか、いつ知ったか教えてください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　事業者のほうから、建設工事着工の周知文書を周辺の住民の方に全戸配布したいという話は聞いておりましたけれども、７日、土曜日に配布されるとの情報はつかんでおりませんでした。明けて、９日に知りました。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この１１枚に及ぶものなんですが、とても市長が言われるような誠実とは思えない内容でした。日付もないし、連絡先もない。また、連絡先が例えば消防署に電話をしたところ、日立市の消防署につながったり、九電と書いてあるけど「０２９」から始まる電話だったり、大変私たちからすると不安を駆り立てられるようなものでした。また、着工内容を見てみたら、全ての工事が一斉に始まるように見えます。このままだと私は林地開発許可条件違反だと思われますが、一体どうでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　私どももこの資料によって、この工程表を拝見いたしました。これにつきましては、直ちに県のほうに、このデータも送っております。確認いたしましたところ、県もちょっと把握していなかったということでございますので、ご指摘のとおり、この工事、スケジュールどおりの工事であれば、当然、条件違反といったことが考えられるということで、県のほうの見解もいただいておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　大変、これは許可条件違反をやりますというように私は見えますので、ぜひ協議していただき、ぜひ、もう工事をやめるように住民も望んでいます。しっかり、いいかげんな工事をしないよう、お願いいたします。

イノシシについてお伺いいたします。イノシシの対応はどのようになっておりますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘のとおり、イノシシの出没案件というものが増えているというのも聞いております。先日も複数の住民の方より出没のご連絡がございましたので、先ほどもご答弁申し上げました有害鳥獣捕獲員の方々の協力を得ながら、隣接する団地内に捕獲用の箱わなを設置いたしました。イノシシ１頭でございますが、捕獲しており、複数のご意見が、出没のお話がございましたので、現在も箱わなを設置しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　このような対応が、市だけで対応できるかどうか教えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　この要因というのが一つ、アサヒ飯塚メガソーラー社に対しましても、現場においての防止柵が設置をされておるようでございますが、これにも穴があいているというふうなことも確認いたしております。このようなことにつきましても、事業者に対しまして確認を行い、さらなる対策を要請してまいりたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　子どもたちが帰っているときにイノシシが通ったというようなことも聞きます。何より、本当に事故があったり、亡くなったりすることも十分に考えられますので、ぜひ協議をしていただき、このようなことがないように、お願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１１時２５分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員に発言を許します。なお、個別業者に関する質問通告があっておりますが、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようにお願いをしておきます。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

第１は、白旗山のメガソーラー乱開発についてです。こうしている間にもアサヒ飯塚メガソーラーが大規模な森林伐採、ノーバル・ソーラーが造成工事を推し進め、自然と人間を苦しめ、さいなみ、動物たちは悲鳴を上げながら殺され、古い歴史を持ち、市が緑地保全区域に指定する白旗山は壊滅の危機に瀕しています。この無残な現場を、この開発を許した経済産業大臣、県知事は絶対に見に来ようとしないのです。国会と県議会で我が党は、この現場の姿を突きつけて追及しました。私は初めに、片峯市長がすぐにでも現地に駆けつけて住民を激励し、工事をとめるために一層役割を果たすことを求めるとともに、市議会には、決議に基づいて住民とともに戦うことを心から呼びかけるものです。

質問の１点目は、アサヒ飯塚メガソーラーの住民同意のない開発行為についてであります。この事業主体及びそれにつながる勢力の実態について、現在、市が把握しているところを示してください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいまご質問の合同会社アサヒ飯塚メガソーラーでございますが、所在地といたしましては、東京都港区にございます。設立が２０１８年の４月、資本金１万円、事業名といたしましては、アサヒ飯塚メガソーラー発電所の事業を行うということでございます。会社の概要については以上でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業投資金、代表社員、出資者、工事業者、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　アサヒ飯塚メガソーラーの代表社員といたしましては、ＧＳＣＩＳＨジャパン００１一般社団法人となっております。出資者につきましては、出資会社グラスホッパーソーラーコーポレーション、住所がカナダ、オンタリオ州ミシサガ、工事業者につきましては、株式会社瀬戸内興建、所在地、岡山県玉野市、資本金５千万円、事業種といたしましては建設業、再生可能エネルギー事業全般、代表者、藪野敬貴氏となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業投資金、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　資料によりますと、２０１８年９月、事業投資金約８０億円となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　代表社員の職務執行者、どなたかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　アサヒ飯塚メガソーラーの職務執行者は、野坂照光氏となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ベクトルクワトロジャパンとはどういう関係にありますか。この会社はどういう会社で、どういう関係になるかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　申しわけございませんが、把握いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　把握しているでしょう。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　失礼いたしました。さきの議員のご質問の中で、ポスティングされたという工事着工のお知らせの資料によりますと、ただいまご指摘のございましたベクトルクワトロジャパン株式会社、東京都港区、担当者がザゾ・ホルヘということで、資金運用及び事業主の代表者と記載をされております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どこの国の会社ですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　把握いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　スペインです。シャープエネルギーソリューションという会社とは、どういう会社で、アサヒはどういう関係にありますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　こちらにつきましても、同じく資料の中で記載がございまして、施工会社として電気の部門に記載がされております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは私もわかるんですよ。記載されているから何か。どういう会社で、アサヒとどういう関係にあるかお尋ねしました。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

詳細については把握しておりません。ただ施工会社ということでございますので、電気の部門でございますから、この工事に携わっておられる会社だと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　シャープがなくなるときに、この部門だけが分割吸収されてつくられたとなっているでしょう。違いますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　確認いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなたの手元にある資料は、先週の木曜日１２月５日の１４時２４分に、飯塚市にアサヒが送付してきたものじゃないんですか、違うんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　私が手元に、資料としてお答えしておりますのは、ポスティングされた資料について所持しておりますので、先週の７日以降配布されたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　環境整備課に今言った木曜日に送付されているんですよ。あなたが入手した７日からといっても何日たちますか。こういうことにちゃんと調査しないというところに問題があるんじゃないですか。福岡県知事の林地開発許可と土地の所有権の変更の経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　一条工務店から太陽光発電の許可を受けた期日については把握しておりませんけれども、県の林地開発許可並びに市の自然環境保全条例での届け出での承継につきましてお答えをさせていただきます。

平成２７年９月１４日、一条工務店が福岡県へ林地開発許可申請を、飯塚市に自然環境保全条例での事業計画書の届け出を行われております。

平成２８年３月３１日、一条工務店が林地開発許可を受けられております。

平成３０年４月１３日、合同会社アサヒ飯塚メガソーラーが設立され、住所地は岡山県玉野市築港５丁目７番３号、代表社員が株式会社瀬戸内興建、職務執行者は藪野敬貴氏でございます。

平成３０年６月２６日、アサヒ飯塚メガソーラーが福岡県へ林地開発行為者地位継承届を提出されております。

平成３０年６月２７日、アサヒ飯塚メガソーラーが飯塚市へ自然環境保全条例での事業者変更届を提出されております。

次に、平成３０年８月３１日、アサヒ飯塚メガソーラーの代表社員等の変更が提出され、住所地が東京都港区元赤坂１丁目１番７号、代表社員としてＧＳＣＩＳＨジャパン００１、職務執行者が野坂照光氏でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これらの勢力は、投機による利益を追求することとしたカナダとスペインを初めとする国内外勢力の者のようです。

片峯市長は文書で９月１７日、小川洋県知事に申出文書を提出しました。その内容と回答、経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　９月１７日に、福岡県知事宛てに申し出た内容につきましては、開発に対する住民の不安や疑念が払拭されないまま開発が進んでいることから、林地開発許可に付されている条件を遵守するとともに、地域住民の理解が得られるような十分な説明会を行うことなどについて、事業者に対する指導、監督の徹底と、本市に対する積極的な情報の提供並びに共有についてお願いをした内容となっております。これに対しまして、１０月２１日付文書にて、福岡県農林水産部長名で回答のあった内容につきましては、きめ細かく現地調査を行い、許可条件を遵守して開発行為を行うとともに、地域住民に対し丁寧な説明を行うよう事業者に対してしっかりと指導していくこと、今後も林地開発事業に関し、福岡県と飯塚市との間で情報共有しながら、必要な対応に当たっていきたいとの回答でございました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その後、１１月１８日から地下調査のためのボーリング調査をすると言って、なぜか多くの重機を入れ、大規模に森林伐採を進めています。地元自治会と住民はのぼりを一斉に立て、横断幕と看板を張りめぐらし、くいを打ち、パレードを行って抗議行動を展開しています。こうした中、先週の土曜日、先ほどありました１２月７日、住民に配布された資料、市には２日前の１２月５日午後２時過ぎにメールで送付されていた資料、その中の工程表を見ると、工事期間は１１月１１日からとなっています。地下調査のボーリングのためと言ったのは、うそだったことがわかります。しかも、市長が知事に求めた住民の納得のいく説明会は行われておりません。市長の要求は、この勢力によって乱暴に踏みにじられたと思いますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　この工程表につきましても、先ほどご答弁いたしましたとおり、県においても承知をしていなかったということでございましたので、私ども、この１２月９日、月曜日に県のほうに連絡をいたしまして、その情報を提供したところでございます。その内容につきましても、この工程で実施されるのであれば、条件違反、工程違反になるという認識を県のほうも持ってございました。そのようなことで、現在、県のほうと情報共有しながら、詳細な情報共有を図り、事業者への徹底した指導をお願いしているところでございますので、これからも情報共有をますます図っていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この工程表では、防災工事の完了は再来年、２０２１年１月です。調整池の完成を待つどころか、始めから同時並行で森林を伐採し、山を削り、谷を埋める土木工事を進めるものになっています。林地開発許可条件違反、従って森林法違反行為の予告声明と言うべきものです。市長の要求は完全に踏みにじられたというべきであります。これまで指摘した梅雨や台風の時期に、土石流を初め、大きな災害が起きる危険が現実のものとなりかねない事態を今迎えています。片峯市長、住民はこれから一体どうしたらいいんですか。何をしたらいいんですか。この声に応えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　繰り返しのご答弁にもなりますけれども、この事業の管理、監督につきましては、許可権者である県のほうにも随時連絡、調整をいたしまして、事業者のほうに対して、厳重なる監視、監督を行っていただきますよう、行政といたしましては取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　住民はこれから何をしたらよいのかを片峯市長に聞いたんです。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　住民の方々も非常に心配されていることだと思います。そのような状況につきまして、行政と我々とも一緒になって、この状況の把握、それから情報提供といったものにつきまして、県及び事業者に問いかけていきたいというふうに考えておりますので、皆様方とも一緒に情報共有しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　９月１７日の業者勢力によって一旦は踏みにじられた市長の要求を住民は支持しています。ですから、同意のないものは中止せよと、市長は闘っていく責任もあると思います。この資料には緊急時の連絡系統図、緊急資材一覧表があります。どんな内容か、何のために配布されたと思うかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　この工事着工のお知らせについてでございますけれども、万が一の発生ということでございますので、そのときに、やはり速やかに連絡をいただくということで記載をされているものと思います。ただご指摘がございましたとおり、記載には誤りがあったりということがございましたので、どこまで真摯に検討して配布されたかということについては、我々行政としても疑問を持っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これには万一とか書いていないんですよ。豪雨、洪水、台風による突然の大雨に備えて緊急資材を常備しておきますと書いているじゃないですか。飯塚市長の申し出は踏みにじる、防災工事は完了させないまま造成を行う、災害の発生は必至です。そのときのために、緊急資材を用意するというものでしょうか。住民には、自分の命は自分で守れとでも言うつもりなんでしょうか。特に、災害危険が予想されるＢ調整池付近には、多くの住宅と通学路とともに、けやき台住宅に水道水を供給する市水道局の上高雄ポンプ場もあり、一旦、土石流など重大災害が発生すれば、取り返しのつかないことになります。どうしても工事着工を食いとめなければなりません。

私は昨年１２月定例会に続いて、ことし３月定例会でも、工事差しとめ仮処分申請で対抗することを重ねて求めてまいりました。この間、市はこれについてどういう検討を行ったかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　以前、ご指摘のございました工事の差しとめ申請をしてはどうかということでございました。この件につきましては、工事差しとめ仮処分を申し立てるには、保全すべき権利、または権利関係及び保全の必要性といったものを明らかにしなければならないということが規定されております。今回の開発におきまして、アサヒ飯塚メガソーラー社が許可計画、許可条件を誠実に遵守し、開発行為を適正に実施するよう、開発行為に関する法令、開発行為に関する規定に定める基準に基づきまして、本市と積極的な情報共有を行うことにしながら、福岡県において適切な指導、監督を今後とも行っていただきたい。そのように考えておるところでございまして、さきの文書も、県からいただいた中で、積極的に市のほうといたしましては、適正な工事の進行について、県の指導を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　無邪気というか、これだけ飯塚市と飯塚市民が踏みつけにされても、踏みつけにした当事者に指導を期待するというのは何ですか。業者もこのような森林法違反行為を今からやりますよというのを、工程表をつくって誰に一番に送ったんですか。あなた方に送ったんでしょう、先週の木曜日に。のんきにしているけど、この段階で仮処分申請を検討する。当たり前の正当防衛じゃないですか、飯塚市からすれば。Ｂ調整池予定地については、１０月１５日、その周辺で石炭を掘った鉱区図を地元の緑ヶ丘自治会が九州経済産業局鉱業課から情報開示決定を受けました。午前中に市長がご覧になったものです。これを高雄区自治会、新相田自治会の皆さんも加わって、白旗山にある三角点に基づいて綿密に検討すると、坑口が調整池予定地内に３カ所、周辺に６カ所あるのが確認できました。誤差は１０メートル内外です。森林伐採であらわれた巻き上げ機の架台跡と考えられる古いコンクリートの塊を基準に見ていくと、地山にボタが積み込まれ、ここが坑口だと推定できるところもあります。地下の浅いところにそれぞれ坑道があることになります。この鉱区図を持って、住民は１１月２０日に九州経済産業局エネルギー対策課、２６日午前は市農林振興課と環境整備課、午後はアサヒ飯塚メガソーラー工事現場の部長、県の担当課が情報提供を拒否したために、翌２７日午前には県庁に行きましたが、知事がいつの間にか出かけてしまい、夕方になって出てきた担当の県農山漁村振興課の成末則之課長に見せて、３年前の林地開発許可手続において、偽りその他の不正によって許可を得させたのではないかと追及しました。この課長は、許可手続に瑕疵があれば取り消すと発言しました。片峯市長は既にこの鉱区図の情報を見られたわけですから、どう考えたか伺います。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　鉱区図の、ただいまご指摘ございましたけれども、詳細についてはまだ私どもも把握をいたしておりません。その情報につきましては、私どもも情報を得まして、県のほうにはもう行かれたということでございますので、県のほうとも情報を共有してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　このＢ調整池を盛り込んだ林地開発許可申請は、２０１５年１２月に森林審議会で審査が行われましたが、差し戻しとなりました。経過を確認していると思いますので、説明を求めます。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　平成２７年１２月２２日に開催されました１回目の福岡県森林審議会におきまして、当時の開発事業者でございます株式会社一条工務店から申請されました一条メガソーラー福岡飯塚発電所造成計画の内容について審議がなされております。その後、本市より福岡県へ事前に提出しました当該事業の内容に係る意見書についての意見交換を平成２８年１月８日に福岡県と本市において行いました。その結果について、森林法の基準に従い、厳正な審査を行うことや、許可後は土砂流出防止等の指導を行うことといった趣旨になっておるところでございます。その後、それまでの１回目の審議会における審議や、その後の意見交換の結果を踏まえまして、平成２８年、２０１６年３月２４日に開催されました２回目の森林審議会において、開発許可がなされたというところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２０１５年１２月に差し戻しになった理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　本市が提出した意見書に関する資料が不備であったというようなことを伺っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜。

○８番（川上直喜）

　不備とは何ですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　市が提出した資料そのものではなくて、ダイジェスト版的なものであったというふうなことを伺っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　偽物を審議委員に渡したわけですよ。質問を続けますね。翌２０１６年３月のやり直しの森林審議会の前に福岡県が森林審議会に対し、審議委員に対して事前説明会をしたときの資料があるわけですね。この中にＢ調整池にかかわって、坑道についての記述があります。既にあなた方は把握しています。その内容を確認していると思いますので、紹介してください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいまご指摘のございました資料についてでございますけれども、平成２８年、２０１６年３月２４日の森林審議会の開会前に、事前資料として配付された資料におきましては、５という項目がございまして、坑道についてというのがございます。当該地内は一部が昔の炭鉱の採掘跡地であり、現地調査の結果、１カ所の坑道入り口が確認をされている。この部分の造成については、現計画では土工工事のみであり、許可後に詳細の調査を行い、具体的な対策方法を検討する。なお、調整池計画地にはボーリング調査の結果、坑道は確認されていないということでございます。また参考までにということで、主な対策工法を挙げると、地表に陥没が生じない工法、構造物軽量化により、地盤への荷重を軽減する工法、陥没が起きても構造物が対処できる工法、陥没が起きても構造物への影響を軽微にする方法などが考えられるとして記載されております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　炭鉱の採掘跡地との説明書きの認識は、鉱区図などによるものでしょうか。県担当課は３年たった今になって、必要なら国から入手すると言いましたから、そうとは考えられません。許可後に詳細な調査を行うとの説明書きもあります。これは行われたのでしょうか。坑道は確認されていないとの説明書きですが、アサヒ飯塚メガソーラーは森林伐採を始めた後の１１月２６日、この鉱区図の情報開示請求を九州経済産業局と協議していると発言しました。当時、鉱区図さえ見ないで、３カ所ボーリングしただけで、坑道はなかったと県に報告したわけです。これを鉱区図を持たなかった県がうのみにしたのか、許可後に詳細な調査を行うとして、確かでない情報を森林審議会委員に事前説明会で説明したことになります。こういう審査のやり方、適切だと考えますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　その状況につきましては、県にも確認いたしましたが、地下坑道の有無については、林地開発許可にかかわる審議要件にはなっていないとの説明もございました。そのような中で、この坑道に関する審議がなされたということで話を伺っておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　許可基準に関係がないと言われて、何と言って返事したんですか。何か言ったでしょう、あなた方。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　私は直接連絡をとらせていただいておりませんけれども、この坑道の内容につきましては、事前審査の資料にも上がっておることでございますので、その辺については十分に検討していただく必要があるというふうには考えます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県は、４つの基準に入っていないと言うんだったら、何で坑道についてと、わざわざ審議委員会に大丈夫ですというような内容のものを書くんですか。わざわざ基準に関係ないというんだったら、出さなきゃいいでしょう。事実と異なる、あるいは不確かな情報を、基準の中にもないと言うんだったら、なぜ審議委員に渡すんですか、福岡県知事は。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　申しわけございませんが、審議の進行内容、状況については、状況を把握しておりませんので、そこの判断についてはご答弁はできません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、私が今言ったのは、県の言いなりでどんな目に遭わされていたか、まだわからないのかということなんですよ、ノーバルの現状を見て。県の担当課長、成末則之氏は、許可の手続に瑕疵があれば許可を取り消すと住民に発言しました。今紹介したやり方に瑕疵がないか、飯塚市として県にただしてほしいと思うんです。ここで、森林法第１０条の３の説明を改めて求めます。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　森林法第１０条の３の監督処分につきましてでございますが、都道府県知事は、開発行為の中止または復旧を命ずることができるよう規定がされております。監督処分の対象といたしましては、無許可開発をしたもの、許可の条件に違反して開発をしたもの、不正な手段によって許可を受けて開発したものと規定されております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほどからかみ合わないんだけど、私は現在、アサヒ飯塚メガソーラーは、今紹介された３点目になると思うが、偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為をしたものに該当していると考えます。市長はこの点について、福岡県に検証を求め、監督処分を要求して当然だと思う。見解を求めます。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　監督処分の要件に関しましては、先ほどご答弁申したとおりでございますので、これはあくまで都道府県知事の権限でございますので、そこの判断については、これまでの状況等を再度説明をしながら、県のほうにその判断について伺いたいというふうには考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　Ｂ調整池は白旗山の半分以上の水を１カ所に集めるリスク集中の考え方です。ゆがんだ平行四辺形の形で山頂のほうへ１４０メートル、３万６千立方メートル、排水管は口径が９０センチで、６０センチの市の排水口に接続するものです。５０年に一度の降雨量を超える大雨が降ればオーバーフロー。先日、工事現場の責任者の部長と話す機会がありました。調整池の底はコンクリート張りで、厚さは１０センチとのことです。コンクリート張りではなくてはならない理由があるからです。ところが、鉄筋は入れないと説明しました。住民の生命、身体の安全に責任を持つ者は、こういうやり方を絶対にしません。

ここで重ねて市長に問いたいのです。工事差し止めの仮処分申請、この工事のやり方からだけでも緊急に検討すると。当然だと思うんです。答弁できませんか、検討すると。

○議長（上野伸五）

　副市長。

○副市長（梶原善充）

　先ほどから経済部長がいろいろ答弁しておりますが、９月１７日に市長名で県のほうに申し入れをしました。それについて１０月２１日に県のほうから回答も来ております。今、質問議員が言われますように、市長名で申し入れた文書について、当然回答してきたにもかかわらず、こういう状態になっておりますので、再度、県のほうに強硬に、どういうことになっているんだということで申し入れさせていただきます。県の権限とはいえ、住民の方たちの生命、財産を守るのが我々の責務でございますので、議会が終了した後になるかと思いますけど、私と部長たちと一緒にまた行って、県のほうに強硬に申し入れていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それと似た答弁が、３月の市民環境部長の答弁だったんですよ。先ほど経済部長も言われた。県にしっかりした適切な指導、監督を求めるのに仮処分を考えないというのが３月の答弁ですよ。この部長、さっさと退職しましたよ。どんな指導、監督を環境部がやったんですか。何もやっていないじゃないですか。だから、ノーバルのような事態が起こっていく。だから、仮処分で対抗するということを検討していかないと、福岡県は言うことを聞きませんよ、きちんとした指導をしない。飯塚市の要望書を踏みにじったままじゃないですか。だから、仮処分を検討してほしいというふうに片峯市長に言っているわけですよ。

○議長（上野伸五）

　副市長。

○副市長（梶原善充）

　先ほど答弁いたしましたように、県のほうに強硬に申し入れて、その際には今言われますように仮処分のこともチラつかせながら、強硬に申し入れを行いますので、そこのところは十分理解していただきたいと思います。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　傍聴人の皆様に申し上げます。静粛にお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市議会で仮処分を要求する声が、強く要求があったということを、チラつかせずに、バシッと言えませんか。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明したり、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、命令に従われないときには、不本意ではございますが、地方自治法の規定により退場を命じますから、念のため申し上げておきます。副市長。

○副市長（梶原善充）

　今言われましたことも含めまして、我々の考えを県にぶつけていきたいと思いますので、その点はご理解いただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２点目はノーバル・ソーラーの森林法違反の開発行為についてです。ノーバル・ソーラーが林地開発許可を受ける２０１９年１月３０日のほぼ１年前、昨年２０１８年２月２日、「ＦＩＴ法の関係法令違反行為にかかわる情報の提供について（依頼）」という通知を都道府県、市町村担当者宛てに国が出しました。２月１３日には国の合同庁舎で県を対象に説明会も行われております。添付の「関係法令違反事件案件の対処方針について」とあわせて説明を求めます。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　平成３０年２月２日付で資源エネルギー庁新エネルギー課再生可能エネルギー推進室から通知されたもので、改正ＦＩＴ法のもとで、事業の適切性や確実性を担保するために、関係法令の遵守が認定基準に位置づけられ、これにより土地利用規制に関する法令や設備に関する法令に違反した場合に、改善命令や認定取り消しを行うことができるようになっております。関係法令遵守の案件に適切に対応するため、関係機関との情報共有のあり方及び対処方法を定めたものがこの対処方針となります。関係法令遵守違反の事実確認としましては、地方公共団体等が、法令違反に伴う指導、勧告、命令等の文書を発出したことを公文書で通知し、情報提供することとされております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　法令違反を犯した場合に、監督官庁が処分を行い、通知すれば、国は太陽光発電設備設置に関する認可の取り消しの手続を進めると、こういうことですね。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは市町村にも来たわけです。いつ来て、これはどう取り扱われたか。県も市も、その内容を我が党が指摘するまで、いわば棚の奥にしまい込んでいたわけであります。このことが次の事態にどう影響があったか、厳しく問われなければなりません。ノーバル・ソーラーは調整池を完成させないまま森林を伐採し、福岡県は既に行政指導をしたと住民に認めました。この許可条件違反は監督処分の対象です。間違いありませんか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　行政指導による違反行為を是正を求めると、まずは求めるということが、国の方針としても望ましいとされているところでございます。今回、福岡県では、開発行為に関して、許可条件違反するなどの違反行為があったということで認識をしておりますが、この件につきましては、現在、行政指導を積極的に活用するということで対応しておりますので、現時点におきまして、工事の中止、許可取り消しなどを求める監督処分の対象とはならないというふうな認識でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなた方ね、この国の通知をよく読んで見てもらいたいと思うんですよ。書いているでしょう。行政指導で柔軟に対応とかいうけれども、それによって手おくれになったらいけないからこの対処方針を出したんだと書いているんですよ。書いていないですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　対処方針通知の背景にございますけれども、今、議員のご指摘の、地域でのトラブルの諸問題が発生しているということの認識の中で、平成３０年２月２日に方針が通知されたというふうに捉えております。そのような背景を捉えまして、土地利用規制等に関する法令、あるいは設備に関する法令に違反した場合に、改善命令や認定の取り消し、いわゆる監督処分について行うことができるようになったという通知でございます。その点について認識をいたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、この文書、聞いてるかね、昨年の２月２日に市が受け取っているんですよ。説明も受けている。棚の奥になおし込んでいた。私がこれだけ言っているのに、行政指導で柔軟に対応とか福岡県が言っているけど、そういうので手おくれになるから、対処方針できちんと流れに沿って取り消しまでいくんだということを書いてあるじゃないですか。自分たちが読んでないから、読んでない福岡県から、適当なこと言われたらああそうですかと引き下がっている姿が今出ておるんじゃないんですか、違うんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　法的なこのような条件については、今、十分に把握をさせていただいておりますので、この対処方針の手続、フローに従いまして、県を通じ、国に対して、また当然、条例違反も含まれますので、市からも国のほうに情報提供ができるようになっておることも認識いたしております。そのような状況を踏まえまして、先ほど副市長もご答弁させていただきましたとおり、まずは、県のほうに対しまして強力に、現地の状況を把握していただき、そこの十分な監督指導について進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうしても福岡県を信用しているということなんだけど、市が県に情報提供した６月１３日から、県が公式に森林法違反を認めた１０月４日を経て、国に通報した１０月７日まで、どういう経緯があるか説明してください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　県とのやりとりということでございますけれども、６月１３日に環境整備課職員が県の農山漁村振興課を訪問いたしまして、この市内の太陽光発電関連の開発について情報提供を行っております。７月２２日に同じく県の農山漁村振興課より、ノーバル・ソーラー社に対しまして、防災工事よりも先に木を伐採したことについて、行政指導を行ったという情報提供がございました。また８月８日には、農林振興課職員が福岡県、同じく農山漁村振興課を訪問いたしまして、市内の太陽光発電関連の開発について、情報の共有を行っておるところでございます。また、９月５日には副市長以下関係部課職員が、同じく県を訪問いたしまして、現状の森林開発に関する懸念事項について、全体的に情報共有を行ったところでございます。先ほども答弁ございました９月１７日に、副市長以下関係職員が県のほうに同じく農林水産部を訪問いたしまして、部長に対し、県知事宛ての申し入れ文書を手渡ししたところでございます。１０月２９日に、この回答を文書にて受領をしたというところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ノーバル・ソーラーが許可条件違反をしたと、行政指導したと、あなた方が聞いたのはいつですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　７月２２日でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７月２２日に何があったんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　県がノーバル・ソーラーに対しまして行政指導を行ったということの情報でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなた方が、許可条件違反ではないかと聞いたことなかったですか。いつ聞きましたか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　いろいろ情報共有をしていく中で、６月２２日にノーバル・ソーラー社から県に対しまして、是正計画書が提出されたということを伺っておりますけれども、この是正計画が出され、６月２８日にノーバル・ソーラーに対して文書による行政指導を行ったということの情報を聞きましたのが、７月２２日でございました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県から許可条件違反ではありませんと言われたのはいつですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　６月１３日に福岡県に伐採が実施されている状況について確認をしております。その段階におきましては、防災工事の一環として伐採が実施されている状況であり、許可条件違反には、この時点では該当しないというふうな回答を受けております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、今、経済部長が事実と違う答弁をしているんで、よく検証してもらいたい。福岡県が許可条件違反だと自分の開発指導報告に書いているのに、なおかつ行政指導までしているのに、福岡県に対しては、許可条件違反では、その後ですよ、許可条件違反ではありません。行政指導を隠し続けた時期があるんですよ。経済部長は大変けしからん。それで、許可条件違反ではないと福岡県が言い張った理由は何ですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　先ほどのご答弁と重複いたしますけれども、６月１３日に県に確認いたしましたときには、伐採が実施されておるけれども、抜根が行われていない。切り株は残ったままの状態であり、土地の形状は変更されていないと。そのようなことから、防災施設工事の一環として伐採が実施されている状況と認識しているということでございました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　必ず許可条件違反を県が認めて、行政指導する以前の話に持ち込みたいわけね。その後の話を聞いているんですよ。それで、７月２２日と７月２５日のやりとりについて事績があるはずだから、片峯市長、議会で経済部長が虚偽答弁をしていないかどうか検証していただきたいというふうに思います。小川　洋県知事は国への通知について遅延があったと、１０月１１日、県議会決算特別委員会で答弁しました。この遅延の意味と理由を把握していますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　県知事が県議会において答弁された遅延の意味でございますが、ノーバル・ソーラー社が林地開発に係る許可条件違反行為について経済産業省と林野庁への報告がおくれていたということでございます。国への報告につきましては、本来であれば、ノーバル・ソーラー社から福岡県に対して是正計画書が提出され、福岡県が文書による指導をした令和元年６月２８日以降速やかに行われるべきでございましたが、実際には令和元年１０月７日に報告が行われたということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　理由を聞いていますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　聴取いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、遅延の理由は隠蔽しようとしていたからです、許可条件違反を。嘘を飯塚市にも、それから７月２５日、住民にも嘘をついた。それがどうしても隠しようがなくなった。隠すことできなくなって、県議会で追及されたからですよ。こういうことを、なぜ答弁しきらないのか。経済産業省の対処方針に基づく太陽光発電の認定取り消しを避けるには、どうしても監督処分を避けたい、そのために許可条件違反と行政指導を隠すために、市にも、住民にも嘘をつき続け、県議会で暴かれてようやく認めるという経過をたどった。これが遅延の現実です。

ところでノーバル・ソーラーは、調整池を完成させる前に森林伐採をしたのは、飯塚市文化課、つまり教育委員会の指示によるものと言い張っています。投機者、投資をしてくれる人のために出しているページもあるようです、ウェブページが。この教育委員会の指示によるものと言い張っているんだけど、これは事実なのか、教育長に責任ある答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ノーバル・ソーラー社からは、太陽光発電施設建設のために、文化財の所在の有無について照会がございました。教育委員会では、工事の内容から文化財の試掘調査が必要であると判断し、平成３１年３月ごろに試掘調査に関する協議を行いました。通常、試掘調査の実施に際しましては、試掘に必要な箇所のみの伐採を依頼しております。今回も事前に樹木等の一部伐採をお願いいたしました。具体的には、作業に使用するバックホー、４トン車が試掘地点に向かうための作業通路及び試掘地点のみの伐採を指示したものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だから何ですか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　伐採につきましては、試掘を調査するための箇所のみの伐採を指示したものでございます。（発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。手を挙げて発言してください。教育部長。

○教育部長（久原美保）

　当初、伐採のために試掘地点のみの伐採を指示しておりましたけれども、実際には指定範囲を超える面積が伐採をされておりました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ノーバル・ソーラーの言い分を教育委員会、今否定したんですかね。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　伐採については飯塚市のほうから指示をしております。ただし、飯塚市の教育委員会が伐採の範囲を指示したところは、先ほども申し上げましたとおり、試掘を行うための作業用通路、それから試掘地点のみの伐採を指示したものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ノーバルの主張を否定された。ノーバル・ソーラーが反省もなく、市文化課の指示で伐採したなどというのは、みずからの悪質性を自分で証明するものでしかありません。ノーバル・ソーラーが林地開発許可申請に当たり、昨年１１月、県に提出した工程表を入手したと思いますが、その工程表は調整池の完成を待って伐採を行うことになっていますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　工程表につきましては、県にも確認いたしましたけれども、平成３０年４月２０日にノーバル・ソーラー社から福岡県に提出され、平成３１年１月３０日に福岡県が許可した際の申請書に添付されていた工程表については、防災施設の施工を先行する工程表が提出されていたということでございます。先般ご指摘のございました３月２５日の住民説明会で配付された工程表については、県のほうも把握をしていなかったということでございました。このようなことから、福岡県といたしましても、事前の工程表が異なっていたということについて、その場での是正というのが、それ以前での是正という立場にはなかったというふうな回答でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経済部長、私はこう聞いたんよ。許可するときに福岡県が見た工程表というのは、調整池の完成を待って伐採を行うものになっておるかと聞いたんですよ。調整池の完成を待って伐採を行うことになっていないでしょう、どうですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　失礼いたしました。平成２７年９月１１日のスケジュール表によりますと、防災工事が８月から翌年の３月までということになっておりますが、伐採工はその前の時点、８月から１１月というふうな形で記載をされております。したがいまして、おっしゃられるように完成を待っての伐採工にはなっておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、県はこの工程表によって、許可条件違反の危険行為が発生することがわかっていたし、それを指導によって食いとめることもしなかったわけです。アサヒ飯塚メガソーラーと全く同じ構図です。

そこで市長は、知事に対して、事業者と福岡県の持ちつ持たれつのかばい合いを厳しく指摘して、県知事が担当課の仕事を監察して誤りを是正し、ノーバル・ソーラーに対し監督処分を行って、国に通知をするよう申し入れてもらいたい。また、九州経済産業局には、このような事情があって、福岡県が監督処分をしていないんだという情報も説明して、認定取り消しを経産局がやるように強く求めてもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（上野伸五）

　副市長。

○副市長（梶原善充）

　先ほど、アサヒのほうで答弁させていただきましたように、この件に関しましても、担当課が向こうは一緒ですので、あわせて、今、議員ご指摘の思いも含めまして強硬に、ただ知事に謝罪しろとか、どうのこうのはなりませんので、当然、経済産業局にちゃんと、許可違反であれば通知してくださいと、通知すれば当然許可取り消しとか、そういうことになっていきますので、そういうことも含めまして強硬に申し入れを行ってまいりますので、そこのところは十分理解していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経産局に対しては、県と業者のかばい合いの関係があるから監督処分をしなかったんではないかと考えるというところが重要だと思います。

すみません。第２のテーマは省略して、またの機会にしたいと思います。

第３は関の山鉱業権と市有地についてです。１点目は仮契約の破棄についてであります。私は今回の鉱業権と市有地にかかわる２つの不動産売買仮契約書締結について、市民同意がなければ売却しないという市の約束を、売り手と買い手、契約双方が一体となって踏み破ったものであり、契約は無効ではないかと指摘をしました。その有効かについてその後検討したか、また売却議案は１２月議会初日に否決となったわけです。この議会の議決をどう受けとめるのか、また、この仮契約締結は市長として相手方へ通告するべきだと考えます。市長の見解を伺います。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　仮契約についてでございますけれども、令和元年５月１０日に受理いたしました関の山鉱山からの鉱業権及びそれに付随する市有地の払い下げに対しまして、飯塚市では令和元年５月１７日に関の山鉱山株式会社を譲渡先優先事業者として決定いたしまして、地元等への説明を含め、事業者との売買交渉を行ったところでございます。この仮契約につきましては、仮契約書に規定がございますとおり、今後、契約の取り扱いにつきまして関の山鉱山と協議をし、その取り扱いについて適正な手続を踏んでいきたいと思っております。鉱業権につきましては、ただいま議決は否決ということでいただきましたので、その件につきまして、この仮契約書の取り扱いについて協議を十分に行いたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　鉱業権と土地は売却仮契約を結んでいるんだけど、議会が否決した以上、これは破棄するかと聞いたんですよ。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいま申し上げましたとおり、これの協議事項、仮契約書第１２条に基づきまして、破棄の方向で協議をしたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

破棄の方向で検討すると、もう決めてください。念のために、２点目は麻生セメント株式会社への申し入れについてであります。それで、関の山鉱山株式会社が採掘する石灰石は麻生セメント株式会社以外は―――

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員に申し上げます。発言時間が終了しておりますので―――

○８番（川上直喜）

　最後にしますね。どこに販売しているか、また、麻生セメント株式会社に関の山の石灰石はもうあきらめてくれというふうに申し出ていただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

　申しわけありませんが、発言時間が終了しておりますので、要望にとどめておいてください。（発言する者あり）ご自席にお戻りください。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午後　２時１４分　休憩

午後　２時２６分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。３番　光根正宣議員に発言を許します。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。今回、介護保険事業について、お伺いいたします。最初にまず、高齢者の状況についてお尋ねしたいと思いますが、本年９月に総務省が発表した人口推計では、６５歳以上の高齢者の人口が推計で前年比３２万人増の３５８８万人で、過去最多となり、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率でも２８．４％で、こちらも過去最高となったとの報道がされておりました。この数字は群を抜いて世界最高であります。２００７年に既に超高齢化社会へと突入した我が国では、高齢化率は、今後も上昇すると予想されております。団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年には３０％となり、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる２０４０年には３５．３％になると見込まれております。実に現役１．５人が高齢者１人を支えることになります。急速な高齢化とともに、介護の問題に対応することが喫緊の課題となっております。では、本市における高齢化率や要介護認定者等の現状をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本市の高齢者の現状でございますが、全国的に高齢化が進行する中、国や県の高齢化率に比較しましても高い状況にございます。本年の１０月末時点での６５歳以上の人口は約４万人、高齢化率は３１．３％という状況でございます。その中で要介護認定者の状況につきましては、本年の１０月１日現在の第１号被保険者数が８７６２人、第２号被保険者が１０７人で、合計しまして８８６９人でございます。その内訳としましては、要介護者が６０２６人、要支援者が２８４３人で、認定率としましては、２２．０９％でございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　本市の高齢化率は既に２０２５年の全国予想の３０％を超えて３１．３％ということですが、要介護認定者についても今後さらにふえていくと思われます。

次に、介護保険料に関してお尋ねしたいと思います。まず、介護保険料の基準額の推移についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　平成１８年度からお答えをいたします。平成１８年度からの第３期介護保険事業計画では５万９７００円、２１年度からの第４期の計画では３期と同じ５万９７００円でございました。２４年度から第５期の計画では７万６８０円で、第４期に比べまして１万９８０円の増、２７年度からの第６期の計画では７万６５６０円で、第５期に比べまして５８８０円の増、平成３０年度からの第７期の現在の計画でございますが、７万９２００円で、第６期に比較しますと２６４０円の増となっております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　平成１８年度と現在を比較してみますと、１万９５００円、約２万円ほど上がっていることになります。では、介護保険料の滞納の現状はどのようになっておりますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　平成３０年度の滞納者数につきましては、現年度分が５９４人、滞納繰越分が５６０人でございまして、滞納繰越額は約６１８０万円となっております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　そうした介護保険料を滞納されている方に対しては、どのような対応をとられているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　介護保険料は、介護サービスに必要な費用を賄う大切な財源でございまして、保険料の滞納は介護保険事業の健全な運営に支障を来す恐れがございます。滞納が生じている方に対しましては、税の滞納と同様に、納期限到来後２０日経過しても納付が確認できない場合には、まず督促状を送付し、それでも納付がなされない場合には催告書を送付。それでもさらに納付や納付相談がない場合には、電話による納付指導や直接自宅へ訪問し、介護保険制度における将来的な給付制限や低所得者の減免制度についての説明をしながら、納付指導を行っております。そうした納付指導を行っても、資産を有しているにもかかわらず納付指導に応じず、納付の意志も示されない、納付相談も行わないなどの場合においては、負担の公平を確保するため、最終的には差押えも視野に、滞納の解消に努めております。また介護保険料の徴収権の消滅時効が２年となっておりますことから、介護サービスを利用するとなったときに、自己負担が３割負担になるなど、給付制限の対象となり得る可能性が高い方や、徴収権が消滅する期間に保険料の滞納が発生している方などは、優先的に法の規定に基づいた納付指導等のプロセスを踏んで対処し、滞納の解消や将来的な給付制限が回避されるよう努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　それでは次に、介護認定の関係についてお尋ねしたいと思います。最初に、要介護認定の申請をして、認定が決まるまでの流れや有効期間などについてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　要介護認定を必要とされる本人、もしくはそのご家族が介護の認定申請を行います。地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に申請の依頼をし、本人等にかわって代行申請をすることもできます。その後、市の依頼によりまして、主治医が意見書を作成し、また並行して、介護認定調査員が自宅などを訪問し、ご本人やご家族からの聞き取り調査を行います。この訪問調査の結果や主治医意見書の内容により全国統一のコンピュータに入力をし、要介護状態区分という第１次判定を行います。次に、この１次判定の結果と訪問調査による特記事項や主治医意見書をもとに、認定審査会において、公平公正な審査を行い、これが２次判定として、要介護状態区分、いわゆる要介護度が決定をいたします。本市では原則毎週２回認定審査会が行われ、医療、保健、福祉の専門職が審査し、要介護度の結果通知は認定審査会の翌日には発送をしており、申請から原則３０日以内の判定を行っております。この要介護度に応じて利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが決まります。認定の有効期限につきましては、新規及び区分変更申請につきましては、原則６カ月間で、申請から６カ月後の月末までとなりますが、認定審査会において最長１２カ月まで延長が可能でございます。また更新申請の場合には、認定有効期間は原則１２カ月でございますが、最長３６カ月の延長が可能となっております。なお、認定有効期間中に、心身の状態の変化等により要介護等の区分の変更申請をすることができるようになっております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　介護認定につきまして、認定の現場はどのように行われているのか存じ上げませんが、ばらつきなどがあったりということはないのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　介護認定調査員は、医療、保健、福祉に関しての専門的な知識を持つ者を採用、任命し、厚生労働省が定めた全国一律の方法により、公平公正な調査を実施しております。認定調査員には福岡県が行う研修及び市独自の研修を必ず受講させることにより、認定調査の技術的向上を目指しており、調査による大きなばらつきが出ないように努めております。さらに、医療、保健、福祉の専門職で構成されます認定審査会におきましても、公平公正な審査を取り組んでおりますため、ばらつきがないものというふうに認識をしております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　わかりました。要介護認定が違えば受けられる介護サービスも違ってきます。専門知識を待つ認定調査員が調査を行うということですが、人が行うことだけに認定にばらつきが出てしまう恐れもあると思います。それでは、認定調査員や認定審査会の委員の方に対する研修などは実施されているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　新任及び現任調査員には福岡県が実施します認定調査員現任研修を受講させております。また定期的に市独自の研修会を開催し、認定調査員の能力向上及び認定調査の適正化に努めております。また新任及び現任の認定審査会委員につきましても、福岡県が実施します介護認定審査会委員新任研修及び認定審査セミナー等を受講していただくようにしております。重ねて厚生労働省や福岡県が行っております要介護認定技術的助言事業の派遣も受けておりまして、実際の認定審査会を見ていただき、助言をいただいております。これらにより認定調査及び認定審査会の技術的向上を目指しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　利用者が適正なサービスが受けられるよう、よろしくお願いいたします。

次に、介護事業所に関してお伺いしたいと思います。最初に、現在本市にはどのくらい介護事業所があるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本年の１０月末現在の状況でございますが、本市に指定権限がございます事業所が３４８事業所、県に指定権限がございます事業所が２３２事業所で、合計５８０事業所ございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　介護サービスを提供していくに当たっては、やはりサービスの質の向上や資質の向上を維持していくということが必要ではないかと考えますが、例えば、事業所に対して優良事業所の奨励金といったようなものはございますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本市におきましては、そのような優良事業所への奨励金等の制度はございません。福岡県に確認しましたところ同様の奨励金については、ないというふうに回答を得ているところでございますが、今後介護サービスの質の向上や資質の向上のため、何らかの手だてが必要であると思われますので、先進自治体の例を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　やりがいや魅力ある職場づくりとして、サービスの質の向上や人材育成、また処遇改善などに顕著な成果を上げた事業所等を表彰したり、奨励金を交付している自治体もあります。事業者の意欲向上にもなりますし、また介護職のイメージアップや人材確保にもつながっていくと思います。ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、昨今、テレビや新聞などで子どもや障がい者への虐待についてよく目にいたしますが、高齢者に対する虐待もたびたびニュースになっております。ショッキングなのは、２０１４年に川崎市の有料老人ホームでの入所者３名の連続転落事件でした。また、ことしの４月には品川区での虐待、また７月には熊本県菊池市で、病院を受診させないなどの介護放棄や緊急性のない身体拘束などの虐待がありました。本市において、介護事業所での高齢者に対する虐待防止の取り組みなどはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　介護事業所等における虐待防止の取り組みにつきましては、２００６年に施行されました高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、実施をいたしております。この法律の特徴の一つといたしましては、虐待者の定義を養護者と要介護施設従事者等と明確に区分をしている点でございます。このことにより、要介護施設・事業所の責務として、要介護施設従事者等への研修の実施、利用者や家族からの苦情処理体制の整備、高齢者虐待の防止のための措置を講ずることの３点が規定をされております。本市といたしましても、高齢者虐待の防止につきましては、介護事業所等への周知啓発はもとより、高齢者の権利擁護に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　ことし３月に公表されました厚生労働省の調査によりますと、平成２９年度、特別養護老人ホームなどの介護施設職員による高齢者への虐待が確認されたのは５１０件で、１１年連続で過去最多を更新しているようでございます。また家族や親族など、養護者による高齢者虐待も１万７０７８件、これも５年連続で、こちらも過去最多となっているとのことでございます。この養護者による虐待は、介護疲れや介護ストレスが原因でありますが、家庭内ということで、なかなか見えづらいと思われますので、こちらの対策もしていかなければならないかと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、介護職員の現状に関してお尋ねしていきたいと思います。介護の現場は体力的にも精神的にも大変であります。一方で介護を通じて人から感謝されたり、仕事に大きな喜びを感じたりしながら、誇りを持って介護の仕事を続ける方がたくさんおられます。しかしながら、現実には、介護現場から離れてしまう人も多くおられます。施設の人手不足ということもよく耳にいたしますが、介護職員の離職者の状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　介護職員につきましては、以前から制度がございました処遇改善加算、これに加えまして介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進める目的で、今年の１０月１日より、介護職員等特定処遇改善加算が施行されております。本年の１０月末現在での加算の届け出件数は８４事業所からの届け出があっております。処遇改善が図られているところでございますが、事業所間での介護職員の異動が多く見受けられ、介護職員の確保に苦慮している現状が少なくない状況でございます。またあわせて、介護職員の離職者等も少なくなく、対応に苦慮しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　離職者が少なくないという状況であるということですが、そうした状況でも利用者の方への支援というものは適正かつ一定の質の確保の上、提供されるべきであると考えますが、介護職員の質の向上について、特に実務者研修等の取り組みについては、どのようになっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　毎年、実施をしております集団指導時において、各介護事業所に対し研修等を行うよう啓発し、実地指導時には、事業所での関係書類の確認等も行って、指導を行っているところでございます。今後も引き続き、各種研修会のご案内等を実施し、各事業所の職員の質の向上を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　それでは、介護の主な仕事についてお尋ねいたします。介護の仕事は在宅での調理や買い物、掃除などの支援や、また施設においては、食事の準備や後片づけ、時には話し相手になったり、もちろん常日ごろからの見守りということも非常に重要な仕事ではないかと思います。また入浴の補助を行うこともあろうかと思います。仕事の内容によって資格が必要であるとか、資格がなくてもできるといったことはありますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　特別養護老人ホーム、それからグループホーム、通所サービス等の事業所においては、管理者や生活相談員等に関しては一定の資格要件が必要でございますが、介護職員については、意欲さえあれば資格がなくても就労は可能でございます。一方、訪問サービスの介護職員、ヘルパーさんにつきましては、介護福祉士、それから介護職員初任者研修課程終了、介護福祉士実務者研修課程終了などの資格が必要になってまいります。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　資格を取得するということは、やはり大変なことであろうかと思いますが、先ほども申しましたが、介護現場において人手が不足しているという現状において、人材の確保のために、何か取り組まれていることがあれば教えてください。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　現在、先ほどもご答弁いたしましたが、介護人材が不足しているということを、介護事業所等からお聞きをすることがございます。そのため、本年度より介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの生活援助のみのヘルパーを養成するための研修会を、本市において実施しております。本市にとりましても、初めての事業となりますが、掃除、洗濯、買い物等の家事全般を行うことができ、サービスを利用される方にとっては、大変助かるものだと思っておりますし、資格を持つ介護職員をサポートでき、活躍を期待しているところでございます。本市のこのような取り組みで、少しでも介護人材の不足が解消できればと考えている次第でございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　介護福祉士という資格がありますが、どのようなものでしょうか。またそうした資格を取得したい方への支援といいますか、補助制度のようなものはありますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　介護福祉士につきましては、高齢者や障がい者などの日常生活を営むのに支障がある方の介護並びに介護者への指導を行う専門職でございまして、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく、国家資格でございます。受験資格は実務経験が３年以上の介護職の業務に従事した方、かつ実務者研修の終了が必要となってまいります。また資格取得についての助成については行っておりませんが、先ほど答弁しましたような総合事業の訪問型サービスの研修につきましては、本年度の受講料は無料で行っておりまして、今後も継続して行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　現在、国においては介護現場の人材不足対策として、外国人の人材の活用に力を入れており、国内の人材のみならず、外国人労働力を活用しなければ問題の解消が難しいと認識しているようでございます。平成２９年に外国人技能実習制度という外国人介護士を受け入れる制度が認可されましたが、まだまだ実例は少ないようです。そこで本市での外国人の介護人材についての現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本市での外国人介護職員としての雇用の状況につきましては、調査等を実施しておりません。また各事業所からの具体的な問い合わせも、あっていないことから、外国人の介護人材につきましては、把握ができていないのが現状でございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　では、少子高齢化が進む中、今まで言ってきたように本市に限らず、全国的にも介護人材の確保というものが、なかなか困難な現状のようですが、介護従事者の負担軽減のために、介護ロボット等を導入する等の動きがあるようでございます。どのような状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　平成２８年度における国の助成制度活用による介護ロボット等導入支援特別事業、これを活用いたしまして、平成２９年３月に特別養護老人ホーム３施設に導入がされております。具体的内訳としましては、認知症見守り支援機器８台が１施設に、この同じ支援機器１台が１施設にそれから、移乗支援機器（装着型）１台が１施設に整備がされております。しかしながら介護ロボットの開発は進んでいるものの、介護ロボットが完全に介護従事者の代替を担える段階には至っておりませんので、一般的にはまだ普及までには至っていないのが現状でございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　岡山市におきましては、平成２５年度より介護機器貸与モデル事業として利用者負担を軽減して貸与しているようでございます。今後、この介護ロボットは現場において大きな役割を果たすのではないかと思いますし、介護従事者の身体的、精神的な負担の軽減ができるのではないかと思いますので、ぜひとも今後普及推進をお願いしたいと思います。では、現状においては介護人材の確保や介護ロボット等の導入については、なかなかハードルが高いということは理解いたしましたが、高齢者の社会参加や生きがい活動づくりなどの面から介護ボランティアとして、高齢者世代の活用といった考え方もあると思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　高齢者のボランティア活動につきましては、高齢者の社会参加や生きがい活動づくりなど、健康寿命の延伸に向けた取り組みとしても効果が期待できるものであるというふうに認識をしております。しかしながら、高齢者のボランティア活動の創出につきましては、本市で実施をしております生活体制整備推進事業やセカンドライフ応援ポイントに加え、社会福祉協議会で運営しておりますボランティアセンターなど、さまざまな取り組みがございます。また内容的にも無償で行うもの、またポイント交換によるものなどが存在しており、さまざまな方策を試行錯誤しながら取り組んでいるのが現状でございますが、今後も高齢者のボランティアのあり方や方策については、他市の取り組み等も参考にしながら、継続して調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員

○３番（光根正宣）

　それでは次に、今後の施策についてお尋ねいたします。高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用者もふえていくことが想定され、必然的に介護給付費もますます増加していくことが考えられます。その給付費の伸びを少しでも抑えていくための対策の一つとして、要介護状態等になるまでの期間における介護予防の取り組みが重要であると思っております。介護予防の今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　介護予防につきましては、質問議員が言われますとおり、要介護状態等となることへの予防や、既に要介護状態等である方の軽減や維持のため、非常に有効な手段であるということは、十分に認識をしているところでございます。本市におきましても、１人でも多くの高齢者の方が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防に取り組んでいくことで自立支援、重度化防止、また健康寿命の延伸につながっていくと考えております。そのためにも、高齢者の方が介護予防に関心を持ち、みずから介護予防に参加していただけるような仕組みづくりが必要でございますので、フレイル対策を含めた効果的な介護予防の選択肢を、今以上に充実させていくこと、また、その取り組みとしましても積極的に周知啓発を行いながら推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　最後になりますが、一時期、在宅介護において、老老介護という高齢者が高齢者を介護しなければならないという現状がクローズアップされておりましたが、最近では新たに認認介護という、認知症の高齢者が同じく認知症の高齢者の介護をしているような事例があります。平成２５年の厚労省の調査によりますと、在宅介護世帯の６９％、約７割が老老介護、また認知症の人と家族の会の試算によると、８０歳前後のご夫婦のうち約８％、１１組に１組が認認介護となると言われております。以前は要介護状態であれば、介護施設への入所というものが第１の選択肢として考えられておりましたが、高齢者の方が可能な限り、住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるような支援が確保されるという地域包括ケアシステムの概念に基づきますと、今後はやはり、在宅介護のあり方や位置づけというものが非常に重要になってくると思っております。そこで、本市で取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築に向けた今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　現在本市では、第７期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、地域包括ケアシステムの構築に向けたさまざまな取り組みを行っております。現状におきましては、地域包括ケアシステムを構築していく上で、最も根幹となる部分でございます在宅医療と介護の連携、構築による一体的かつ継続的なサービスの提供に向けた取り組みを行っているところでございます。今では、医療依存度の高い方は在宅介護の選択をする際、どうしても柔軟性に欠ける面がございましたが、この取り組みを充実させていくことで、高齢者みずからの意思が尊重された在宅介護のあり方につながっていくものと考えております。地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、重要度の高い分野から取り組んでおりますが、あくまでも医療、介護、予防、住まい、生活支援の５つの要素がどれ一つ欠けることなく、包括的に機能していくことが本来の目指すべき姿でございますので、このような取り組みを強化、推進していくことで、高齢者の方が住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができるようにしていくことが重要であるというふうに考えております。今後も地域包括ケアシステムの充実強化はもちろんのこと、介護保険事業の適正かつ円滑な運営につきましても継続して取り組んでまいります。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　平成１２年から始まりました介護保険制度も、はや２０年を迎えようとしており、現在では定着しており、熟成されつつあると考えております。介護保険はあくまでも保険制度である以上、理念に基づいた質の確保や公平・公正かつ安定した運営が求められるのは当然ですが、私はやはり介護保険を利用される高齢者本人にとって、優しさや安心感が得られる、そういう制度であってほしいという思いを持っております。そのためには、先ほども申しましたが、２０４０年を見据え、人材不足が懸念される介護業界における人材確保と、介護の現場で働く職員の方のよりよい環境づくりが必要であると考えております。非常に難しい課題ではあるかと思いますが、現在、取り組まれているさまざまな施策を推進していただくことはもちろんのこと、他自治体の先進的な取り組み等も参考にしていただきながら、高齢者の方が本当に安心できる介護保険事業の充実に向け、取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、菰田・堀池地区活性化について、お尋ねいたします。菰田・堀池地区活性化基本方針は、平成３０年１２月に策定されましたが、その概要と飯塚駅前の炭都ビル跡地の取得の経緯について説明してください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　飯塚市の中心拠点の一つとしてふさわしいまちづくりを進めるに当たって、今後の菰田・堀池地区のまちづくりの指標となる基本的な考え方をまとめた菰田・堀池地区活性化基本方針を、平成３０年１２月に策定いたしました。基本方針では、菰田・堀池地区の現状と課題、菰田・堀池地区活性化基本方針に関連する上位計画との関係、菰田・堀池地区における課題への対策について、コンセプトや空間づくりに当たっての配慮事項、活性化の実現に向けての踏まえるべき方向性について整理をしております。炭都ビル跡地の取得の経緯につきましては、ＪＲ飯塚駅を中心としたまちづくりの拠点として、交通結節点の機能を高め、駅前広場との一体的な整備が必要であることから、平成２６年に土地開発公社が取得をしております。なお、令和元年１０月３日に買い戻し契約の締結を行い、土地開発公社から飯塚市へ所有権移転登記が完了しております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　菰田・堀池地区活性化基本方針を作成するに当たりまして、飯塚駅と炭都ビル跡地の位置づけについてはどのように整理されておりますでしょうか。また、地元住民の皆さんのご意見についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　菰田・堀池地区活性化基本方針の策定に当たり、地域住民の意見を反映したまちづくりを推進することを目的として、平成３０年２月から平成３０年９月にかけて、ＪＲ飯塚駅周辺地区活性化を考える会を開催しております。この会の活動目的は、会員である地域住民自身が飯塚市地方卸売市場敷を含めたＪＲ飯塚駅周辺地区の現状把握、問題点や課題の抽出及び整理をして、その分析や対策を考え、目指すまちづくりの方向性の意見集約を行い、市への提言をすることとなっており、平成３０年１０月にＪＲ飯塚駅周辺地区活性化を考える会から市に提言をいただいておるところでございます。炭都ビル跡地に関する地元からの主な意見としては、炭都ビル跡地は、ＪＲ飯塚駅と連携した活用を図るとともに、炭都ビル跡地と卸売市場敷地は、民間活力を活用し、この地区に人が訪れる魅力的な整備を図ることとしております。市といたしましては、ＪＲ飯塚駅周辺地区活性化を考える会からの提言を踏まえ、菰田・堀池地区活性化基本方針を策定しており、まちづくりのコンセプトの一つとして、交通ネットワークを生かしたにぎわいのあるまちづくりと定めております。さらに、ＪＲ飯塚駅の交通結節機能の強化、ＪＲ飯塚駅と飯塚市卸売市場敷地の間の回遊性の向上を定めております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　本年６月の議会においても同僚議員の一般質問を含めまして、過去には何度もこの質問がされておりましたが、一向に進んでいない状況があります。６月議会で副市長は積極的にスピード感を持って進めてまいりたいと考えておりますと言われておりました。しかしながら全くスピード感は感じられません。この民間活力を利用し、ＪＲ飯塚駅と一体となった開発を行うとのことで、一刻も早い整備計画を策定し、地元住民の方々に喜んでいただけるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、地方卸市場への企業誘致についてお尋ねいたします。市場敷地については、菰田・堀池地区の活性化、ひいては飯塚市全体の発展を図る上で大変重要な位置づけを持っていると考えております。市長はこの敷地を企業誘致により活用するとの方針を出しておりますが、現在の企業誘致の状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　現在の企業誘致の状況につきましては、５月にゆめタウンの出店意向を示す、株式会社イズミから出店の考え方などを確認いたしまして、７月以降、地元の皆様、商業関係者の皆様を中心に、状況のご説明を行ったところでございます。株式会社イズミとは、市場敷地の面積、必要な面積等について、現在話をしているというところでございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　７月以降、地元の皆様や商業関係者の方に説明を行っているとのことですが、その際、どのようなご意見があったか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　７月に関係者への個別訪問を実施いたしまして、日程調整の上、８月以降、飯塚市自治会連合会理事会や、商店街連合会理事会など、関係団体へのご説明を行っております。商店街関係者からのご意見といたしましては、株式会社イズミから商店街との連携策の提示をすべきだとか、アイタウン内のゆめマートの営業を継続などのご意見がございまして、引き続き商店街連合会理事会との意見交換を実施することといたしております。また、地元まちづくり協議会や自治会長会でのご意見といたしましては、大型商業施設の立地が定住促進につながるのか、道路の整備、渋滞解消が必要などのご意見をいただいております。市場関係者の皆様からは、イオン穂波店との競合を危惧するといったご意見がございました。なお、商店街連合会からは、ゆめタウン誘致について白紙撤回を求める要望書の提出があってございます。一方で、商業者の方からは、飯塚から市外に出てお金を落としている現状があり、株式会社イズミの誘致は、飯塚に人が集まるチャンス、あるいは飯塚駅の利用者がふえることで、地域の活性化にもつながる、今の商業は極端に言えばコンビニとでも競合する、イズミ進出には反対しない、といったようなご意見も伺っております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　地元や商店街の皆様のご意見をしっかりと聞いていただきたいと思います。それとともに、先ほど部長の答弁もありましたように、市の考え方を反映させることが重要であると考えております。また、将来についてのしっかりとした考え方、市長のビジョンが問われるとも思います。そこで、今回の企業誘致についてのビジョン、市の考え方をお尋ねいたします。最初に大型商業施設の出店は、市内の小売業、小規模事業所の閉鎖とともに、イオン穂波ショッピングセンターとの競合を引き起こす、共倒れになるリスクもあると考えておりますが、その点について市の考えをお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　既存の商業施設や商店街と連携することによりまして、消費の拠点としての流れをつくってまいりたいと考えております。現在、飯塚市では時間をゆっくりと使うようなアミューズメント機能も不足しているという状況でございます。株式会社イズミの進出によりまして、そのような本市に不足する機能を補うとともに、多くの市民の皆様が市内で時間を使っていただけるような、買い物を楽しんでいただけるような、そんな環境をつくってまいりたいというふうに考えております。また市場敷地周辺は、ＪＲ、西鉄バスといった公共交通に恵まれた地域でもございます。車を持たれない、車に乗れないご高齢者の方や若い方にも、公共交通を利用してご来場いただける、そんな場所でありまして、当敷地に商業などの都市機能を誘導することで、歩いて暮らせるまちづくりが進んでいくものと考えております。このような点を商業関係者の皆様にご説明させていただきながら、連携の方策や大きな相乗効果が生まれるような方策について、一緒に検討研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　新飯塚駅周辺には多くのマンションが立地し、集積しております。それに伴いスーパーの進出もあり、暮らしやすい環境が整っております。市場敷地への住宅開発、またマンションの誘導について市の考えをお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　関係者の皆様への説明の際には、商業環境の充実とともに、都市圏のベッドタウン化に期待するとのご意見もございます。定住を促進し、市外への流出防止と市内への流入促進の両面から住宅開発は重要な取り組みであると認識をいたしております。一方で大規模な住宅開発やマンション建設には、地域の魅力を高めながら進めていくことが必要でございます。当該地域につきましては、商業環境の充実により、地域のにぎわいと魅力を高める中で、民間の住宅開発が進む、誘導できる、そんなエリアと考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　今回の大型商業施設誘致によるメリットとして、どのような効果があると考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　既存店舗との連携を図ることによりまして、本市の商業機能の充実が進むものと考えております。また、公共交通との連携により、歩いて暮らせるまちづくりが、さらに図れるものでございまして、公共交通の利用促進や中心部の回遊性の向上といった効果も想定いたしております。さらに、税収面、雇用の面でも大きく、特に雇用におきましては、例えば、ご高齢の方でありますとか、離職中の方々、大学生のアルバイト、さまざまな雇用形態について事業者に提案をすることで、柔軟かつ多様な雇用環境を生み出すことができるのではないかと考えております。このような効果を具体化できるよう取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　今後のスケジュールにつきまして、市場の移転が進む中での話になるとは思いますが、企業誘致のスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ゆめタウンの規模、概要がわかり次第、地元の皆様、商業関係者の皆様へのご説明会を開催させていただきたいと考えております。またその際には、ゆめタウンの立地による地域の活性化について、その効果を整理しつつ、駅前を含む菰田・堀池地区活性化の具体像をお示しすることが必要だと考えております。株式会社イズミとの協議調整は、必要な面積やあるいは譲渡の価格、商店街との連携の方策など、まだまだ多くの調整事項がございますので、現段階での明確なスケジュールといったものは持ち合わせておりませんけれども、卸売市場の移転後、令和３年４月以降、早い段階で事業に着手できるよう調整を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　最後に、市長にお尋ねいたします。市場敷地の民間誘導、そして中心商店街、またイオン穂波ショッピングセンター、このような飯塚市の中心部を面的に、そして俯瞰的に見る中で、市長のまちづくりのビジョンをお示しください。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　具体的な内容につきましては、今経済部長のほうがやりとりの中で、随分お答えをさせていただきましたが、何でこういう思い切ったことに取り組むのかということについて、まず一つ、お話をさせていただきたいと思っています。

今の時代は、まさに厳しい時代を迎えようとしています。いわゆる人口減少問題や働き手不足の問題は、飯塚市にとりましても、決してよそごとではなく、じわじわと、そして着実に現実のものとなってくる。そういう時代が迫ってきているということは、皆さんも御承知のとおりでございます。何となく今の状態が維持できるのではないかとか、このままでも何とかなるんじゃないかというような、そんな甘い見通しでは、今後地域経済の弱体化を生み、それが税収減等によっての市政の低下につながっていくということを危惧しています。ですから何もしなければ、そのような厳しい逆境にじっと耐えるしかない、そんな地域となっていく。そうはしたくないと思うことがまず一番でございます。特に、先ほど商圏について、るるお尋ねがありました。このままの状態であれば恐らく若い人たち、子育て世代は既に買い物をするときに、市外に流れていっておりますので、このままの状態では福岡都市圏や北九州都市圏に、買い物だけでなく、どんどん人も、特に若い人中心に流れていくことが予想できます。さらに商業機能の低下は、まちの活力の停滞、地域経済の縮小につながってしまう。そのような危機感を持っておるからこそ、この事業に取り組もうとしています。

私の考える、先ほどの３つのそれぞれの役割ということについて、整理をさせていただきます。まず商店街、これは、これまでも本市を支えてくださいました商都飯塚の中心地域であり、それが基盤となって、長年お祭りやイベントを実施いただき、商業だけでなく、コミュニティの場としても、地域を支えていただいてきています。このようなコミュニティ機能、交流、人と人とのつながりを醸成するといった重要な機能を、今後も持つような地域であってほしいと思いますので、そのような働きかけを本市としても今後さらにやっていきたいと思いますし、地域の方々も恐らく流通形態や商業の形態は大きく変わってきていますので、このままの状態では、長続きしないということは、ご理解なさっているはずでございますので、市場跡地敷の開発、そして、イオン穂波ショッピングセンター、その間にあって、どういう役割を持ち、どういう輝きを持つかについて、私どもも知恵を示しながら具体的なアイデアを出しながら進めていきたいと思っています。

また、イオン穂波ショッピングセンターにつきましては、これまでも、本市の商業の一翼を担う重要な施設であります。長年、培ってこられた営業や販売のノウハウも持ってあります。特に近年ではご高齢の方を中心にご来場いただける、私どもが進めます健幸都市いいづかの拠点としても全面的に協力をいただいておりますので、健康づくりのためのさまざまな施策の実施場所であり、健康な食品を手に入れ、健康な身近な機器を、そこで購入ができる、そのようなことについても具体的に話をさせていただいております。

最後に市場敷につきましては、経済部長が申しておりましたとおり、市民の皆さんに、時間をゆっくりと使う場所、これ今から僕は、スーパーマーケットそのもの、ショッピングセンターそのものも、これから５年から１０年の間に、大きくさま変わりすると思っています。物を買うために訪れる場所だけでは、経営が成り立たないだろうと思っているんです。そこを訪れる楽しみがあり、そこを訪れて、ついでに買い物をする。持ち帰らずに家まで配送ができる。そんな時代が目の前にきています。ですから、さまざまなアミューズメント機能やレクリエーション機能がある。子育て世代や若い人たちが来たくなるような本市にはない、そんな役割を果たすように具体的に話をしております。お互いが一方的に競合しないように役割分担を明確にさせたいがゆえに、企業誘致という進め方をとっております。ですからうちが提案する、こういうものをつくってほしい、こういう要素は必ず必要です。３つほど要素を今後示していきますが、その条件をのんでくださらなければ、白紙に戻すぐらいの覚悟で、私は前に進めるつもりでございます。今後、商業圏域としての活性化により、皆さんが便利で飯塚に住んでいいな、もしくは買い物に外から来ようという広い範囲での圏域内での商業の発展も含めまして、この事業についてはしっかり本市としての考え方を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　大変ありがとうございました。最後に、飯塚駅の利用についてお尋ねいたします。飯塚駅の利用についてですが、現在の飯塚駅が抱えております課題について、ご説明ください。またその課題解決に向けてどのように取り組んでいくのか、教えてください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　現状のＪＲ飯塚駅は、駅構内や西側駅前広場と駅舎の間に段差があり、スロープ等も設置されていないため、バリアフリー化がなされていない状況でございます。また、ＪＲ飯塚駅を挟んで市街地が東西に分かれており、東西の歩行者動線についても、階段での昇降が必要な人道跨線橋により、接続されている状況でございます。市といたしましては、ＪＲ飯塚駅周辺整備は、菰田・堀池地区の活性化の実現に向けて必要であると考えており、交通拠点である飯塚駅周辺を中心に、広域公共交通のネットワーク強化も必要だと考えております。また、ＪＲ九州とは飯塚駅が抱えている課題について協議を行っております。ＪＲ九州といたしましても駅構内等がバリアフリー化されていないなどの問題について認識をしており、駅前広場と駅舎等の整備については引き続き協議を行ってまいります。また、ＪＲ飯塚駅整備事業に対する国庫補助事業の導入に向けて、都市再生整備計画策定に関し、福岡県都市計画課や関係部署との協議を進めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　飯塚駅の利用についての課題は東側からの利便性が悪いこと。また、バリアフリー化がなされていないことでございます。足の不自由な方が、飯塚駅がバリアフリー化されていないことによって、わざわざ新飯塚駅を利用しなければならない人もおられます。スロープすらありません。現実に利用できない人がいるならば、何らかの手当てが必要でございます。駅舎の大規模な改修には、時間と費用がかかるでしょうから、まず公共交通の拠点でもあるＪＲ飯塚駅のバリアフリー化を一刻も早く実現していただきたいと要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明１２月１２日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時２７分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　村　上　　　光

議事総務係長　　太　田　智　広

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　藤　中　道　男

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　中　村　洋　一